

第3期ねやがわ男女共同参画プラン
(計画期間:平成14年度～平成22年度)の
総括について

寝屋川市人・ふれあい部人権文化課

平成23年11月7日

目標 I 男女の社会参画の促進とエンパワーメント

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題(改訂第3期プランより)

市の行政委員会・審議会委員への女性の登用率は、2006年4月1日現在、行政委員は11.4%、審議会等附属機関は20.9%です。また、女性委員が1人もいない委員会・審議会等は23機関中5を占めています。そこで、審議会等委員への女性の登用を進めるため、女性の人材の育成と発掘に努め、女性人材リストの作成が必要です。

市職員の人数構成をみると、女性比率は40.2%ですが、副係長以上のポストに女性が占める比率は11.6%で、非常に低い状況です。市が率先して、市内の企業・事業所のモデルとなりえるよう、政策・方針決定の場等へ女性の参画を推進し、男女職員の対等な人事配置や、職域の拡大、人材育成、研修を行うことが重要です。

また、あらゆる分野において指導的役割をになう女性の割合が拡大するよう、女性の社会参画を進めていくことが求められています。

【総括】

審議会等の女性委員の登用比率向上のため、第3期ねやがわ男女共同参画プラン及び「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、女性委員の比率を総委員数の10分の3以上とするよう指導を行うとともに、第3期ねやがわ男女共同参画プラン推進状況のヒアリング時に依頼をしました。また、平成21年度からは大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の情報ライブラリーを全課に案内し、女性委員の登用の一助とするようにしました。しかし、女性委員の登用比率は、平成14年度(4月1日現在)20.1パーセントから平成22年度(4月1日現在)26.3パーセントと増加したものの、依然として目標とする30パーセントには届いていない状況ですので、今後も引き続き、女性委員の登用比率向上を図るための施策を推進する必要があります。

また、市職員の副係長と係長以上のポストに女性が占める比率は、平成14年度(4月1日現在)11.1パーセントから平成22年度(4月1日現在)15.6パーセントとなるなど、徐々にですが増加傾向にあります。今後も、受験率上昇につながるよう、女性職員の人材育成や意識高揚、環境の整備に努め、女性職員の管理職登用を推進する必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1) 行政委員会・審議会委員等への女性の参画促進			
1. 行政委員会・審議会等への女性委員の登用を促進するため効果的な方法を研究します	・審議会等の委員の選任にあたっては、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、女性委員の比率を総委員数の10分の3以上とするよう指導を行いました。今後も引き続き、審議会等の設置時や委員の選任時等に、指針に基づく調整・指導を推進します。(総務課) ・審議会等の女性委員の登用比率の向上のため、第3期ねやがわ男女共同参画プラン推進状況のヒアリング時に依頼をしました。また、平成21年度からは大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の情報ライブラリーを全課に案内し、女性委員の登用の一助とするようにしました。(人権文化課)	推進	全部局 総務課 人権文化課
2. 登用比率30%以上を目標に、女性委員の登用を積極的に進めます	・審議会等の委員の選任にあたっては、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、女性委員の比率を総委員数の10分の3以上とするよう指導を行いました。今後も引き続き、審議会等の設置時や委員の選任時等に、指針に基づく調整・指導を推進します。(総務課) ・審議会等の女性委員の登用比率の向上のため、第3期ねやがわ男女共同参画プラン推進状況のヒアリング時に依頼をしました。また、平成21年度からは大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の情報ライブラリーを全課に案内し、女性委員の登用の一助とするようにしました。しかし、女性委員の登用比率は、平成14年度(4月1日現在)20.1パーセントから平成22年度(4月1日現在)26.3パーセントと増加したものの、依然として目標とする30パーセントには届いていない状況ですので、今後も引き続き、女性委員の登用比率の向上を図るための施策を推進する必要があります。(人権文化課)	推進	全部局
3. 女性委員が未参画な審議会等の解消に努めます	・審議会等の委員の選任にあたっては、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、女性委員の比率を総委員数の10分の3以上とするよう指導を行いました。今後も引き続き、審議会等の設置時や委員の選任時等に、指針に基づく調整・指導を推進します。(総務課) ・審議会等の女性委員の登用比率の向上のため、第3期ねやがわ男女共同参画プラン推進状況のヒアリング時に依頼をしました。また、平成21年度からは大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の情報ライブラリーを全課に案内し、女性委員の登用の一助とするようにしました。しかし、女性委員が参画する審議会の比率は、平成14年度(4月1日現在)74.3パーセントから平成22年度(4月1日現在)70.9パーセントと70パーセント台で推移している状況ですので、今後も引き続き、女性委員の登用比率の向上を図るための施策を推進する必要があります。(人権文化課)	推進	全部局
(2) 女性の人材の把握と活用			
4. 地域で活躍する女性の人材の育成と活用を図るため、人材リストの作成・活用に努めます	平成21年度から大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の情報ライブラリーを活用し、女性委員の登用の一助とするようにしました。	完了	人権文化課
(3) 女性職員の管理職への積極的な登用			
5. 女性職員の管理職登用を進めるため、積極的改善措置の推進に努め、格差解消を図ります	毎年、課長係長候補者試験について、男女ともに受験率の上昇を図るため、実施要領について、対象職員に配布しました。また、平成22年度には、女性管理職で構成する「寝屋川市”頑張る”女性職員推進検討チーム」において、会議や若手女性職員との合同ワークショップを開催し、その結果等を踏まえて報告書を作成しました。今後も、受験率の上昇につながるよう、全庁的な意識改革と環境整備等に努めていきます。	推進	人事室
6. 女性職員の職域拡大や能力開発に努め、人材育成のための職場環境づくりの推進を図ります	平成18年度から、給食調理員等の技能職員の職種変更の試験を実施し、職域の拡大に努めました。平成20年度に策定した「人事改革ステップⅡ」の取組事項として、キャリアアップ助成制度等、人材育成のための職場環境づくりを行いました。また、平成22年度には「人事改革ステップⅢ」を策定し、産前産後休暇取得者・育児休業者等の昇任・昇格試験の受験への配慮や復職支援策の検討、女性職員のキャリアアップの意識醸成と昇任昇格への意欲向上、「寝屋川市”頑張る”女性職員推進検討チーム」の会議開催等を挙げています。(人事室)	推進	人事室 全部局
7. 女性職員の意識の啓発を図るため、研修等を行います	人権研修において、毎年、男女共同参画推進センターのアドバイザーを講師に招き、「女性職員の能力発揮」等をテーマに講義研修を実施しました。今後とも女性職員の意識の高揚を図るとともに、女性職員の人材育成に努めていきます。	推進	人事室
(4) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進			
8. 市政への意見反映の場への女性の積極的な参画を促進します	市政に関する意見交換を行う市政懇談会と併せて、市政への関心・理解を深めるための出前講座や施設見学会を実施しました。今後も引き続き、より多くの市民の参加・参画を進めていく必要があります。	推進	広報広聴課

目標 I 男女の社会参画の促進とエンパワーメント

課題2 地域活動における男女共同参画の促進

現状と課題(改訂第3期プランより)

男女共同参画は、職場、家庭、地域活動など、あらゆる分野で進める必要があります。自治会、PTA、子ども会、ボランティア、NPO(民間非営利組織)等の地域活動には、参加者に性別や年齢によるかたよりがあつたり、会長や指導者に男性が多いのが現状です。地域活動において、男女共同参画を進めるためには、女性指導者の育成を図るとともに、男女がそれぞれの力を発揮し、参加・参画できるようにすることが大切です。

【総括】

平成20年度に市民参画推進指針を策定し、市民参画の基本的な考え方と取組等を示すとともに、男女ともに地域活動に積極的に参加できるよう、情報提供や環境整備等に努めました。

内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成22年度)によると、自治会の代表者に占める女性の割合は4.1パーセント(原則として平成22年4月1日現在)に対して、本市における自治会長に占める女性の割合は10.2パーセントと、年度により数値は若干前後しますが、全国的に見ると、高い割合を示しています。今後も、地域において女性指導者の育成を図るような機運の醸成や、環境や防災等、女性が少なかった分野への女性の参画に努めていく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)女性と男性との対等な参画による地域づくりの促進			
9.市と市民との協働による地域活動にむけた情報と機会の提供に努めます	平成20年度に市民参画推進指針を策定し、市民参画の基本的な考え方と取組等を示すとともに、市民活動センターやふれあいプラザ香里において、市民活動の場の提供や情報収集・提供に努めました。今後も、市民活動の活性化を図る必要があります。	推進	市民活動 振興室
10.男性の地域活動への参加を促し、性別や年齢にとらわれない世代間の交流を進めます	・地域の子育て支援拠点、保育所(園)等の地域子育て支援活動において、地域の高齢者等を招いて児童との交流を図る等、積極的な市民の参加を促進しました。今後も男女ともに幅広く世代間の交流を進めます。(こども室) ・性別や年齢にとらわれず多くの人が積極的に参加できるよう、様々な地域活動の場の提供や情報収集・提供に努めました。今後も地域活動等が活性化するよう、環境整備に努めます。(市民活動振興室)	推進	全部局 こども室 市民活動 振興室
11.環境保全、まちづくりなどの分野においても、女性が参画できるよう努めます	・平成17年度から駅前等で啓発活動を行う「美しいまちづくり推進員」を、自治会の推薦と公募で委嘱し、男女ともに参加し、参加者の意見等を参考に活動を行いました。また、自然環境教室には、女性も多く参加しました。今後も、様々な取組における女性の参画を推進する必要があります。(環境政策課) ・環境にやさしい生活や寝屋川の再生等、環境問題を身近に感じられる講座や、チェルノブイリ原発事故のシネマ、子供向けのアニメを実施しました。(人権文化課)	推進	全部局 環境政策課 人権文化課
12.地域の消防・防災活動に、男女がともに対等に主体的に参加・参画できるよう働きかけるとともに、男女双方の視点に十分配慮して、防災・災害復興体制の充実に努めます	大阪府北河内地区7市合同防災訓練や自主防災訓練、自治会合同自主防災訓練、枚方市との合同防災訓練を実施し、男女ともに参加しました。平成18年度から自主防災組織整備・育成事業を実施し、約7割の自治会で結成されました。平成19年度から校区自主防災協議会より寝屋川市消防団に女性団員を推薦し、主体的に参加・参画できるよう努めました。また、男女共同参画情報誌「ルミエール」で女性消防団員を紹介し、啓発に努めました。基本的に地域と協働して防災の強化を図るうえで、欠かせないのが女性の活躍であり、今後も率先して市民の防災意識高揚のため、活動してもらおう場を提供していきたいと考えています。	推進	危機管理室
(2)地域活動における女性指導者の育成、就任の促進			
13.地域やコミュニティ活動における女性指導者の育成と指導的立場への参画が促進されるような機運の醸成に努めます	地域やコミュニティ活動の主体性を尊重しつつ、性別にかかわらず、指導的立場への参画が促進されるような機運の醸成に努めました。今後も引き続き、機運の醸成に努めます。(市民活動振興室)	推進	全部局 市民活動 振興室

目標 I 男女の社会参画の促進とエンパワーメント

課題3 国際連帯と地域に居住する外国人女性との交流の促進

現状と課題(改訂第3期プランより)

現在、日本に居住し、ともに社会を担っている外国人女性との日常的な交流や協力も大切です。寝屋川市に居住する外国人は市人口の約1.4%を占めています(平成18年10月現在)。大阪府内の在住外国人は、都道府県別人口に占める割合が全国でも最も高いという特徴があります。一人ひとりの人権を尊重した国際交流が必要です。

また、地球規模の男女の不平等について市民への理解と普及に努めるとともに、「※開発と女性」について関心を高め、その文化に敬意をはらいつつ相互協力や交流を進めることが望まれます。

【総括】

市内に在住する外国人への支援のため、ホームページで3か国語による行政情報の提供や外国語ボランティア情報の収集・提供、NPO法人が作成した、実際の生活に役立つ生活支援ハンドブックの公共施設への配置とともに、講座の実施やリーフレット等の配布、市民活動を発表する場を設けて外国人に対する支援を行うNPO団体の活動紹介の場の提供を行い、日本に在住する外国人の日常生活について考える機会を提供しました。また、外国における男女不平等に関する内容の講座や展示等を実施することで、男女平等に関する理解を深めてもらえるよう努めました。

今後も日本に在住する外国人への日常生活の支援や、多文化共生に関する理解の促進を図る必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)市内に在住する外国人女性への支援			
14.外国人女性が、安全な日常生活を送るための各種の生活情報や行政サービス情報の提供を行います	・広報紙の発行やホームページ等による行政情報の提供を行っています。平成15年度から英語、中国語、韓国語の3か国語で行政情報を提供しました。平成21年度には、ホームページの3か国語情報の自動機械翻訳を実施し、より多くの情報と迅速な提供を行い、外国人に対する情報提供の充実を図りました。今後も引き続き利便性向上に努めていく必要があります。(広報広聴課) ・関係機関やNPO団体が発行する外国人向けのリーフレット等を男女共同参画推進センターに配置し、行政サービス情報の提供を行いました。(人権文化課)	推進	広報広聴課 人権文化課
15.外国語ボランティアの情報収集と登録の促進に努めます	市内国際交流団体等と連携して外国語ボランティア情報を収集し、必要に応じてボランティア情報の提供を行いました。今後も外国語ボランティア情報の収集に努めます。	推進	市民活動 振興室
16.大阪府をはじめとする各種の外国人女性の人権侵害にかかわる相談機関の情報提供に努めます	関係機関が発行する外国人向けのリーフレット等を男女共同参画推進センターに配置し、相談機関の情報提供に努めました。	推進	人権文化課
(2)「開発と女性」への理解の促進			
17.「開発と女性」への関心を高めるような講座や情報の提供に努めます	国際協力や人身売買に関する講座や展示を実施し、啓発に努めました。	推進	人権文化課

目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女の人権を確立するための啓発の推進

現状と課題(改訂第3期プランより)

2000(平成12)年に市が行った「男女共同参画に関する市民意識調査」(以後「市民意識調査」と表現)によると「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」のは女性8.9%、男性20.3%、「同感しない」は女性35.7%、男性25.0%で、男性に比べて女性の方が性別役割分業に同感しない人が多いことがわかりました(図1参照)。男女共同参画社会の実現には、この性別役割分業意識の解消を図ることが重要です。

また、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「DV防止法」など女性の権利に関係の深い法律を、わかりやすい形で広報することが必要です。

家庭教育においても、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない視点で子育てを行い、男女がともに子育てにかかわれる条件整備と意識改革が求められています。

【総括】

男女共同参画については関連する内容が多岐に渡っているため、講座の実施や印刷物の発行等に当たっては、様々な分野や角度から多様な手法、媒体を活用して学習機会の提供と啓発、情報提供に努めました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、「そうは思わない」、「どちらかと言えばそうは思わない」を合わせた人が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」を合わせた人よりも女性は14.2ポイント、男性は4.3ポイント多く、男女共同参画の意識が醸成されつつあると考えられます。

今後は、性別役割分担意識について、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した、女性28.9%、男性37.3%の割合を低くするため、より多くの市民の方に理解してもらえるよう、身近なことをテーマにしたり、分かりやすく伝えることで啓発と情報提供をさらに進めていく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)男女共同参画の視点での情報提供、広報活動の充実			
18. 男女共同参画計画や意識調査の結果などの情報提供に努めます	男女共同参画プランや、男女共同参画に関する市民意識調査について、主な内容をまとめた概要版を発行して情報提供を図るとともに、ホームページに掲載し、情報提供を行いました。また、男女共同参画プラン改訂時には、情報誌「ルミエール」や広報紙に掲載し、情報提供に努めました。	推進	人権文化課
19. 性別役割にとらわれない生き方を考える機会を提供するために、啓発冊子、パンフレット、情報誌などを発行、配布します	毎年、男女共同参画プランに関連する課の職員が企画・編集して情報誌「ルミエール」を発行して公共施設へ配置するとともに、男女共同参画推進センターで実施する講座や総合センターで実施する講演会の際に配布をしました。市医師会を通じて病院等への配置も依頼しました。また、平成14年度に中学生向けに啓発冊子を、平成15~18年度に小学生向けに啓発カレンダーを作成・配布し、啓発に努めました。毎年、Doふらっと(男女共同参画推進センターだより)も発行しました。	推進	人権文化課
20. 市広報やビデオ広報、ポスター、ホームページ、行政情報提供システムなどさまざまな広報媒体を通じた幅広い啓発活動に努めます	・広報紙や広報特集号、声の広報、点字広報、暮らしの便利帳の作成、ホームページや携帯サイトの活用など、様々な媒体等を通じて行政情報の提供を行いました。今後も引き続き利便性向上に努めていく必要があります。(広報広聴課) ・広報紙には、毎年、男女共同参画週間等に合わせて啓発記事を掲載しました。また、ホームページに男女共同参画プランや情報誌「ルミエール」を掲載するとともに、男女共同参画審議会の資料を公開し、14年度からの市の男女共同参画に関する取組について情報提供を行いました。携帯サイトにも講座や相談案内を掲載したり、駅前街頭啓発を行うなど、様々な広報媒体を通じて啓発・情報提供に努めました。(人権文化課)	推進	広報広聴課 人権文化課
21. 市が発行する刊行物において、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない視点での表現、編集を進めます	・広報紙における該当情報の内容や表現については、広報編集小委員会での意見交換を経て掲載しました。今後も引き続き、掲載内容について一層精査を図っていく必要があります。(広報広聴課) ・広報編集小委員会の一員として、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない視点での表現、編集を推進しました。(人権文化課)	推進	広報広聴課 人権文化課
22. 男性にとっての男女共同参画社会の意義や責任、男性の地域・家庭への積極的な参加・参画を促す啓発活動を進めます	多様な生き方や、男性の悩みに関する講座の実施に加えて、情報誌「ルミエール」に定年後の生きがい、子育て、介護等の記事を掲載し、男性にとっての男女共同参画社会の意義等について啓発しました。	推進	人権文化課
23. 科学分野など女性が少なかった職域や男性が少なかった職域へのそれぞれの参画について啓発を行います	女性が少なかった分野で活躍している人を題材にした講座、ビデオ&トークの実施や、情報誌「ルミエール」に女性の競艇選手や消防士、男性の給食調理員の紹介をし、性別にとらわれない職域への参画の啓発に努めました。	推進	人権文化課
(2)男女共同参画社会基本法や女性の人権、労働権に関わる法律などについての学習、啓発活動の推進			
24. 「女子差別撤廃条約」「ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の権利に関する条約)」など女性の人権に関する国際的な条約に関する情報提供に努め、理解と普及を図ります	・広報紙の発行等による情報提供を行いました。今後も引き続き関係課と連携し、情報内容の充実に努めていく必要があります。(広報広聴課) ・女子差別撤廃条約等を題材にした講座を実施するとともに、他の講座においても関連する内容を加えて実施しました。また、総合センターで実施する人権啓発作品展や男女共同参画推進センターで女子差別撤廃条約に関する展示を実施するなど、理解と普及に努めました。(人権文化課)	推進	広報広聴課 人権文化課
25. 「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「DV防止法」「高齢者虐待防止法」等について情報提供に努めるとともに学習機会の提供に努めます	講座を実施し、その内容に関連する法律等について情報提供を実施したり、DV防止法や男女雇用機会均等法等の改正時には、広報紙や情報誌「ルミエール」、Doふらっと(男女共同参画推進センターだより)に掲載するなど、情報提供と学習の機会の提供に努めました。	推進	人権文化課

(3)男女共同参画の視点での学習機会の提供			
26. 女性のエンパワーメントをめざす学習講座を充実し、市民の自主的な男女共同参画社会づくりの学習活動の推進を図ります	カウンセリングや自己表現トレーニング、護身術等、その人が潜在的に持つ力を発揮する講座を、連続講座を含め、随時、実施しました。	推進	人権文化課
(4)男女共同参画についての学習への男性の参加の促進			
27. 男女共同参画について考える学習や催し等の内容、手法を工夫し、男性の参加促進を図ります	多様な生き方、男性の悩みに関する講座など男性向けの講座を実施したり、ふらっとねやがわまつりの実行委員に男性も参画して企画・運営に携わりました。	推進	人権文化課
(5)性別役割にとらわれない家庭教育の促進			
28. 広報紙、啓発冊子や講座などを通じて、「女らしさ、男らしさ」にとらわれない、子どもの人権を尊重する家庭教育を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙における該当情報の内容や表現については、広報編集小委員会での意見交換を経て掲載しました。今後も引き続き、掲載内容について一層精査を図っていく必要があります。(広報広聴課) ・毎年、CAP学習を行っていて、平成20年度からは、市立全小学校3年生に対しCAP学習を通じて、子どもの人権を尊重する家庭教育を促進しています。また、市民対象に家庭教育学級の中で、大人のCAP講座を行い、人権を尊重する家庭教育を促進しています。(地域教育振興課) ・子育ての方法や子供の意思を大切にす講座、シネマを実施しました。また、情報誌「ルミエール」で高校生対象のアンケート結果を掲載したり、中学生を題材にした啓発冊子を作成し、子どもの人権を尊重した家庭教育のための情報提供等を行いました。(人権文化課) 	推進	広報広聴課 地域教育振興課 人権文化課
29. 女性と男性がともに子育てに関わる重要性について、啓発します	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所だより等で保護者へ、子育てに関わる重要性について啓発しました。また多くの保護者が参加しやすいよう、地域によってブロック子育てフェスティバルや育児教室等を土曜日に開催したり、父親と子どもを対象にしたイベントや講座等を実施しました。今後も男女がともに子育てに関わる機会の提供等に努めます。(こども室) ・子育てや男性の生き方に関する講座等で啓発するとともに、情報誌「ルミエール」にこどもセンターを利用する男性に関する記事を平成21年度に掲載し、男女がともに子育てに関わる重要性について啓発しました。(人権文化課) 	推進	こども室 人権文化課
(6)男女共同参画を推進する市民活動への支援			
30. 男女共同参画を考える催しや学習などの市民企画による実施を推進します	毎年、男女共同参画推進センターの登録団体等で構成する実行委員会が、ふらっとねやがわまつりを企画運営するとともに、平成17年度から隔年で市民企画を募集し、実施しました。	推進	人権文化課
31. 男女共同参画を考える催しは、演劇・音楽、絵画・写真などの市民からの作品展示を含めて内容、方法に工夫をします	演劇、音楽による表現イベントや、ビデオ、ポストカード、はがきを活用して自分の思いを表現する講座等、内容、方法を工夫して実施しました。	推進	人権文化課
32. 男女共同参画を考えるつどい等の催し、学習講座等開催時の一時保育実施を推進します	男女共同参画推進センターの講座等をはじめ、市が主催する事業等で一時保育を実施しました。(人権文化課、関係各課)	推進	人権文化課 関係各課

目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 男女共同参画の視点にたった乳幼児期からの男女平等教育の推進

現状と課題(改訂第3期プランより)

次代を担う子どもたちの教育は、乳幼児期からそれぞれの発達段階に合わせた社会的性別(ジェンダー)にとられない意識づくりが必要です。

そのために、あらゆる保育・教育の場で「※隠れたカリキュラム」の点検をし、積極的に男女共同参画の視点を持ち込み、男女平等の意識づくりを進めていかなければなりません。さらに、教職員の男女共同参画の意識づくりや、保育所・幼稚園・学校等の運営や、保護者会活動などでの男女共同参画の実現などを積極的に推進する必要があります。

【総括】

市立の学校、幼稚園、保育所(園)においては、児童・生徒・園児等に日ごろからの指導を中心として、男女平等な保育・教育を推進しました。幼稚園、保育所(園)では、すべて男女混合名簿を実施していて、市立の学校では平成14年度に小学校26校中11校・中学校12校中4校といずれも半数未満であったのが、平成22年度には小学校24校・中学校12校のすべての小・中学校で実施しています。校長・教頭数は、平成14年度では小学校26校で5人・中学校12校で0人でしたが、平成22年度では小学校24校で7人・中学校12校で1人と、増加しました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、学校教育の場では、男女の地位について「平等」が約半数となっていて、最も高い数値を示し、男女共同参画が比較的進んでいると考えられます。しかし、希望する子どもの将来について「経済力があり、豊かな生活をする」や「社会的信頼や地位を得る」が、男の子のほうが女の子よりも依然として多いなど、今後も男女共同参画について理解してもらえるよう推進する必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)市立の幼稚園・保育所等における男女平等教育の推進			
33. 男女平等な保育・教育を進めるための指導方法やカリキュラムについて見直し、改善に努めます	・男女平等な保育・教育を進めるための指導方法やカリキュラムを、行事や日常保育の中で、男女に関係なく一人ひとりの個性を大切に育てるように努めました。今後も、一人ひとりの個性を大切に育てる保育に努めます。(こども室) ・幼稚園教育研究会や日常保育、行事の中で男女平等の指導方法に取り組み、保護者にも保護者集会や懇談会で啓発に努めました。今後も引き続き、男女平等の指導や取組を進めます。(学務課)	推進	こども室 学務課
34. 男性の幼稚園教員や保育士の配置の推進に努めます	保育士兼幼稚園教員の採用については、採用試験科目等、男女平等に実施していますが、現状として男性の受験者がほとんどいない状況です。	推進	人事室
(2)市立の小・中学校における男女平等教育活動の推進			
35. 全教科・領域において男女平等教育を推進します	全教科・領域において、男女平等教育を推進する指導をしました。今後も、男女共同参画を推進する指導を推進します。	推進	教育指導課
36. 市立の小・中学校での男女混合名簿の実施を推進します	男女混合名簿の実施について、平成14年度には小・中学校とも半数未満の実施に止まっていたましたが、平成22年度には全校で実施するようになりました。	完了	教育指導課
(3)市立の小・中学校における人権尊重に基づいた性教育の推進			
37. 性教育は人間の生き方に直接かかわってくる問題なので、児童・生徒の自尊感情の確立が図られるよう指導に努めます	発達段階に応じて、性教育副読本「ほほえみ」や教科書、ビデオ等を必要に応じて活用し、指導を行いました。今後も発達段階に応じて、様々な教材等を活用して指導を行います。	推進	教育指導課
38. 性教育を通じて児童・生徒の性的自己決定力を高められるよう留意し、指導内容、指導方法、教材等の研究を進めます	発達段階に応じて、性教育副読本「ほほえみ」や教科書、ビデオ等を必要に応じて活用し、指導を行いました。今後も発達段階に応じて、様々な教材等を活用して指導を行います。	推進	教育指導課
39. HIV/エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透に努めます	発達段階に応じて、性教育副読本「ほほえみ」や教科書、ビデオ等を必要に応じて活用し、指導を行いました。今後も発達段階に応じて、様々な教材等を活用して指導を行います。	推進	教育指導課
40. 教職員を対象とする人権尊重の視点からの性教育研修の充実を図ります	毎年、性教育や子どもの虐待、DV、セクシュアル・ハラスメント、セクシュアル・マイノリティなど人権尊重の視点から研修を実施しました。子どもの人権を守るため、組織的な対応ができるよう、研修を進めます。新しい人権課題にも取り組みます。	推進	教育研修 センター
(4)教職員、保育者による男女共同参画の教育・保育運営活動の推進			
41. 市立の保育所、幼稚園、小・中学校の保育者、教員を対象とする男女共同参画の視点にたった保育・教育の研修を実施し、充実を図ります	・チャイルドネット人権保育教育講座や大阪保育子育て人権研究会等に参加し、保育・教育の研修の充実を図りました。今後も、様々な機会を活用して、研修の充実を努めます。(こども室) ・毎年、お互いを認め合う共存社会の実現という視点から、男女平等教育のあり方についての研修を実施しました。具体的な事例を多く盛り込み、直接授業で使える指導例や教材などの研修を一層進めていきます。(教育研修センター) ・男女共同参画の視点にたち、保育に関する研究会や職員研修の充実を努めました。今後も、様々な機会を通して研修を実施します。(学務課)	推進	こども室 教育研修 センター 学務課
42. 女性教員の管理職への登用を図ります	管理職選考の際に校長会を通じて各学校へ女性の管理職登用を促すとともに、選考結果の報告の際にも更なる人材の発掘を依頼しました。今後も女性教員の管理職への受験を奨励していきます。	推進	学務課
(5)保護者との連携、男女共同参画のための啓発の推進			
43. 市立校園のPTA活動へ男女の積極的な参画を働きかけます	PTA活動へ、男女ともに参画しました。今後も、より多くの方が参画するよう、情報提供に努めます。	推進	地域教育 振興課
44. 市立校園のPTA研修に男女共同参画の視点にたった研修を行うよう働きかけます	市主催の研修等の参加を働きかけ、多くの方が積極的に参加しました。今後も、より多くの方が参加するよう、講座等についての情報提供に努めます。	推進	地域教育 振興課
(6)私立の小・中学校・幼稚園・保育所等における男女平等教育の推進			
45. 私立の小・中学校・幼稚園・保育所等へ、男女平等の意識づくりを進めるために、情報提供に努めます	男女共同参画推進センターの案内リーフレットや情報誌「ルミエール」等を配布し、情報提供に努めました。	推進	人権文化課

目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題3 慣習・慣行の見直しと男女の固定的役割分業の解消

現状と課題(改訂第3期プランより)

2004年の大阪府民意調査において「男女平等の実現にとって最も重要なこと」として、男女とも「女性をとりまくさまざまな偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」を1位にあげており、これを改める必要性を多くの人たちが感じていることがわかります。慣習やしきたりがどのような社会的背景の中から生じているのか、それを改めることの可能性などについて調査・研究を行い、その上で男女共同参画の視点に立って見直しに取り組む必要があります。

【総括】

男女共同参画に関する慣習や慣行の歴史的な経過や背景について、講座や展示等を実施し、歴史的な経過や背景について学ぶ機会や情報を提供しました。平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、社会通念・慣習・しきたりなどでは、男女の地位について男性が優遇されていると思う割合が2番目に高くなっていて、依然として男女平等と感じていない人が多くいます。長年培われ、また周囲とのかかわりが大きい社会通念等は、短期間で急激に変わることは難しいと考えられますが、長期的な視点に立って、啓発を行っていく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)男女共同参画の視点に立っての慣習・慣行の見直し			
46. 慣習や慣行の歴史的な経過や背景について、研究調査を行い、男女共同参画の視点に立って見直しについて働きかけます	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の歴史資料の調査等の際に、慣習・慣行等に関する資料の収集にも努めました。また、人権に関する本の展示を実施し、考える機会の提供を行いました。今後も、機会に応じて情報提供を行います。(中央図書館) ・慣習や慣行について、研究調査を行いました。(文化スポーツ振興課) ・お墓や葬式、服装、明治から昭和にかけて活躍した女性等に関する講座や展示を実施し、歴史的な経過や背景について学ぶ機会や情報を提供するとともに、Doふらっと(男女共同参画推進センターだより)で2号に渡って、明治から昭和にかけての女性に関する出来事を掲載し、歴史的な経過や背景について考える機会を提供しました。(人権文化課) 	推進	中央図書館 文化スポーツ振興課 人権文化課
(2)働く場での意識づくり			
47. 市が男女が対等なパートナーとして働けるモデル職場となるよう研修や情報提供を充実します	男女共同参画推進本部の幹事・実務担当者を対象に、男女共同参画に関する現状の情報提供や研修を実施したり、プロジェクトチームがアンケートを実施し、提言を行いました。	推進	人権文化課

目標Ⅲ 男女の働く権利の確立と保障

課題1 男女の働く権利の確立と就労への支援

現状と課題(改訂第3期プランより)

「市民意識調査」で、現在働いていない女性の就労志向は「すぐにでも働きたい」「今すぐは無理だが将来は働きたい」を合わせると4割を超えています(図2-1参照)。「今すぐは無理だが将来は働きたい」は20歳代、30歳代で6割を超えており、この年代の女性が子育てのために仕事を辞め、子育てが一段落したところで再就職することを望んでいることがわかります(図2-2参照)。こうした女性たちに、実効性のある就職機会に関する情報を継続的に提供することが必要です。

【総括】

男女が性別にかかわらず、さまざまな働き方が選択できるよう、講座や広報紙、情報誌「ルミエール」等で、男女雇用機会均等法をはじめとする法律等の知識を情報提供したり、実際に働くモデルを紹介することで、その人が目指す働き方を見つける、男女平等な労働観の醸成の一助としました。また、産業振興センターのほかにも、男女共同参画推進センターでハローワークの求人情報を常時、配置するとともに、就職に関する資料を集めて目にしやすいよう展示する等、就職へつながるための情報提供に努めました。各事業所向けの啓発については労働局の関わりが大きいと考えられますが、機会に応じて法律・制度に関する情報提供に努めました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、妻が働くことについて「賛成し、家事・育児などにもできるだけ協力している」が、若い年代で増加していて、妻が働くことに対する意識が変化しつつあると考えられます。また、働いていない人に対する就労希望について「すぐにでも働きたい」が若い年代で高くなっていて、厳しい経済情勢の中、就労を希望しても就職先が見つけない状況ですので、本人が希望する就職や働き方が可能となるよう、今後も相談や幅広い情報提供に努める必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)学校や社会教育を通じた、あらゆる世代の女性と男性に対する男女平等な労働観教育の実施			
48. 学校、家庭、地域においても社会的性別(ジェンダー)にとらわれない就労意識をもてるような指導を進めます	職場体験学習や男女平等の視点にたった指導等により、キャリア教育を推進しました。今後も職業観の育成等を図るため、キャリア教育の推進に努めます。	推進	教育指導課
49. 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、働く女性・男性のモデルの情報提供を図ります	・リーフレット、チラシ、冊子等の国・府の啓発物を配布し、情報提供に努めました。今後も国・府の啓発物を活用し、情報提供に努めます。(産業振興室) ・女性が少なかった分野で活躍している人を題材にした講座、ビデオ&トークの実施や、情報誌「ルミエール」に競艇選手、消防士、男性の給食調理員の紹介し、性別役割分担意識にとらわれない働き方の情報提供を行いました。(人権文化課)	推進	産業振興室 人権文化課
(2)労働の基本的権利に関する情報の提供			
50. 広報紙や啓発冊子を通じて、労働の基本的権利に関する情報提供に努めます	リーフレット、チラシ、冊子等の国・府の啓発物を配布し、情報提供に努めました。	推進	産業振興室
(3)男女雇用機会均等法の普及			
51. 「男女雇用機会均等法」の普及に努め、市内の企業や事業主に対して、募集・採用、賃金、昇進・昇格、配置などの男女平等な雇用条件の確保に向けた啓発を進めます	・「広報ねやがわ」へ男女雇用機会均等法に関する記事を掲載するとともに、リーフレット、チラシ、冊子等で啓発に努めました。今後も国・府のリーフレット等を活用し、啓発に努めます。(産業振興室) ・寝屋川事業所人権推進連絡会へ男女共同参画に関する情報提供を行いました。また、広報紙に男女雇用機会均等法の改正に関する記事を掲載し、情報誌「ルミエール」では、育児休業や産前産後休業等の内容を掲載しました。また、男女共同参画推進センターには、国、府から送付されるパンフレット等を配置しました。(人権文化課)	推進	産業振興室 人権文化課
52. 女性労働者が、妊娠、出産等により、不利益をこうむらないよう、企業や事業主に対して啓発に努めます	「広報ねやがわ」へ男女雇用機会均等法に関する記事を掲載するとともに、リーフレット、チラシ、冊子等で啓発に努めました。今後も国・府のリーフレット等を活用し、啓発に努めます。	推進	産業振興室
(4)就職機会に関する情報の提供			
53. 関係諸機関と連携し、就職機会に関する各種情報の資料PR、求人フェア情報を定期的に提供します	・国・府が実施する求人情報をはじめ、就職機会や就労に向けての資格取得に関する各種情報について、リーフレット、チラシ、冊子等を配布し、情報提供に努めました。今後も就労に関する情報や機会の提供に努めます。(産業振興室) ・国、府等が実施する就労に関するイベント等や、ハローワークの具体的な求人情報、女性向けのマザーズハローワーク等の案内チラシやパンフレット等を男女共同参画推進センターに配置し、情報提供に努めました。(人権文化課)	推進	産業振興室 人権文化課

目標Ⅲ 男女の働く権利の確立と保障

課題2 男女労働者の就労継続支援と働く環境の整備

現状と課題(改訂第3期プランより)

日本の女性の労働力率を年齢階層別にグラフにするとM字型曲線になっています。学校卒業時に就労し、結婚・子育てで退職、子育てが終わった段階で再び就労する。このような中断型の働き方を選択せざるを得ないのは、結婚・出産後も正規雇用で働き続けることが困難という現実があることや、三歳まで母親の手で育てるべきだ、という三歳児神話が根強くあるためでしょう。

女性の経済的自立を確立するためには、就労継続を可能にする社会的支援体制の充実が必要です。そのためには、市内にある各事業所等が、男女労働者の働きやすい環境をつくっていくために、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定や、労働時間の短縮、育児・介護休業制度についての啓発・情報提供等を行うことが求められます。

【総括】

各事業所向けの啓発については労働局の関わりが大きいと考えられますが、機会に応じて育児・介護休業法等の法律・制度等に関するチラシやリーフレット、冊子等で情報提供と啓発に努めました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、育児・介護休業法の認知度については88.1パーセントと高くなっていて、「内容を知っている」も、4～5割となっています。今後も関係機関等と連携し、労働に関する情報提供を行っていく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14～22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1) 育児・介護休業制度に関する啓発			
54. 関係諸機関と連携して、企業や事業主、市民に向けて育児・介護休業制度に関する情報を提供し、啓発に努めます	・国・府のリーフレット、チラシ等を配布し、情報提供に努めました。今後も国・府のリーフレット等を活用し、啓発に努めます。(産業振興室) ・育児休業や産前産後休業等の内容を掲載した情報誌「ルミエール」を寝屋川事業所連絡会で配布し、啓発に努めました。(人権文化課)	推進	産業振興室 人権文化課
(2) 労働時間の短縮に関する啓発			
55. 男女ともに仕事と家庭・地域活動の両立を図ることができるように、企業や事業主に対して労働時間の短縮、休業制度の運用を促す啓発を進めます	・国・府のリーフレット、チラシ等を配布し、情報提供に努めました。今後も国・府のリーフレット等を活用し、啓発に努めます。(産業振興室) ・育児休業や産前産後休業等の内容を掲載した情報誌「ルミエール」を寝屋川事業所連絡会で配布し、啓発に努めました。(人権文化課)	推進	産業振興室 人権文化課

目標Ⅲ 男女の働く権利の確立と保障

課題3 多様な就労形態への支援

現状と課題(改訂第3期プランより)

「市民意識調査」の回答者の就労形態をみると、女性は「常勤・フルタイム」が19.7%に対して「パートタイマー」が20.7%とほぼ同率になっています。その他、「自営業家族従業者」「人材派遣社員」「内職など家でする仕事」を合わせると7.6%あります(図3参照)。多様化する就労形態や、労働の実態を把握するための調査・研究が望まれます。

また、育児や介護等を理由に離職した女性の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多く、再就職が難しいのが実態であることから、再就職支援や起業支援等の「再チャレンジ支援」が必要です。

【総括】

国・府が実施する求人情報をはじめ、就職機会や就労のための資格取得に関する各種情報について、リーフレット、チラシ、冊子等を配布し情報提供に努めるとともに、就労や起業に関する相談、講座の開催を行いました。再就職の講座では、合わせて希望者に個別・グループ面談を行ったこともあり、再就職のための支援に努めました。

今後も、就労に関する様々な情報の提供や相談などの支援、再就職や起業に関する講座の実施などにより、就労につながるとともに就労の選択肢を多く持てるように支援する必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)女性の再就職や就労継続への支援			
56. 再就職をしようとする女性への支援のため、就労能力形成の講座や再就職準備講座等の実施をします	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度に「寝屋川市雇用・就労支援計画」を策定して就労支援センターを開設し、就労相談及び情報提供を行いました。平成18年度からは就労支援ITセミナーを実施し、就労に向けた能力開発の支援を行いました。また、三市合同就職面接会を継続的に実施し、就労機会の情報提供を図りました。今後も、再就職に向けた情報や機会の提供に努めます。(産業振興室) 自分のキャリアの見直しやライフプランづくりなど、再就職に関する講座を実施しました。また、(財)21世紀職業財団との共催で、希望者への個人・グループ面談を合わせて行う講座も実施し、再就職を希望する女性への支援を行いました。(人権文化課) 	推進	産業振興室 人権文化課
57. 資格習得や就職に関する情報を提供します	国・府が実施する求人情報をはじめ、就職機会や就労のための資格取得に関する各種情報について、リーフレット、チラシ、冊子等を配布し、情報提供に努めました。今後も、就労に関する情報や機会の提供に努めます。	推進	産業振興室
58. 能力向上や資格習得など就労継続への支援制度の啓発に努めます	就労継続に向けた講座等に関する情報の提供に努めました。今後も就労継続に向けた情報の提供に努めます。	推進	産業振興室
(2)労働に関する男女雇用機会均等法の普及			
59. パートタイム労働、派遣労働、家内労働などで働く女性の労働条件向上にむけて、労働基準法、パートタイム労働法、派遣労働法、家内労働法などの普及、周知徹底に努めます	パートタイム等の労働者向けに平成15・16年度にハローワークとの共催による「パート教室」を開催し、平成18年度に「労働何でも相談」「ミニセミナー」を開催しました。また、法律等について国・府のリーフレット、チラシ等を配布するとともに、「広報ねやがわ」へ掲載し、情報提供に努めました。今後も国・府のリーフレット等を活用し、啓発に努めます。	推進	産業振興室
(3)女性の就労実態の把握			
60. 多様な雇用形態に関する実態調査の方法を検討します	農業振興ビジョン、商業活性化ビジョンの実現に向けた各種取組みの中で実態把握に努めました。今後も、各種取組みを実施する中で実態把握に努めます。	推進	産業振興室
(4)起業に関する情報の提供			
61. 起業をめざす女性に対して、必要な知識や手法に関する情報提供、相談や学習機会の提供を行います	<ul style="list-style-type: none"> 起業をめざす人を対象にビジネススタートオフィスを提供し、個別に経営相談にも応じるなど、起業に関する相談や支援を行いました。また、創業支援セミナー(平成18・22年度は女性限定で実施)を開催したり、起業に関する国・府のリーフレットやチラシ等を配布し、情報提供を行いました。今後も経営相談を始め、起業をめざす人へ相談等の支援に努めます。(産業振興室) 社会起業家に関する講座の実施や、産業振興センターを利用して起業した女性について情報誌「ルミエール」への掲載を行いました。また、男女共同参画推進センターに、起業に関するセミナーのチラシや産業振興センターの案内リーフレット等も配置し、情報提供を行いました。(人権文化課) 	推進	産業振興室 人権文化課
62. 商工関係団体との情報交換に努めます	商工関係団体への情報交換に努めました。今後も商工関係団体との情報交換を行い、連携に努めます。	推進	産業振興室

目標Ⅲ 男女の働く権利の確立と保障

課題4 労働に関する相談体制の整備

現状と課題(改訂第3期プランより)

「市民意識調査」で、「仕事の悩みや不満」の質問に、女性は「賃金が低い」をトップに「昇進や賃金など待遇面で女性差別がある」「労働時間が長い」等をあげています(図4参照)。また、※セクシュアル・ハラスメントについては、半数近くの女性が経験があると答えており、相手は「職場の上司」が5割強、「職場の同僚」が4割弱になっています。相談した相手は大部分が同僚や友人、家族・親族の範囲にとどまり、「職場の相談窓口」は全くなく、「公的機関」は0.6%にとどまっています(図5-1、図5-2、図5-3参照)。

職場において、男性中心の発想から抜け出せず、女性を対等なパートナーとして見ていないことなどがその要因にあげられます。働き方の多様化が進むなかで、労働にかかわる相談事例も多様化・細分化が進んでおり、セクシュアル・ハラスメントを含む労働相談に対して、関係機関との連携が必要です。

【総括】

就労相談を継続的に実施するとともに、国・府及び労働関係機関が実施する労働相談への誘導を行い、労働に関する悩みを解決できるように努めました。また、国・府及び労働関係機関からの情報収集・提供にも努めました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、セクシュアル・ハラスメントについて、経験したと回答した人がほとんどの項目で減少していますが、3人に1人が「だれにも相談していない」となっています。また、仕事の悩みや不満として、「賃金が低い」が最も高く、若い年代では労働時間が長いことなどを悩みに挙げています。30～50歳代では「会社の倒産やリストラの不安がある」も高くなっています。

働き方の多様化が進むなかで、セクシュアル・ハラスメントを含む多様な労働相談に対して、今後も関係機関と連携していくことが必要です。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14～22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)労働に関する相談窓口の設置			
63.労働に関する相談窓口を設置し、その充実を図ります	・就労相談を継続的に実施するとともに、国・府及び労働関係機関が実施する労働相談への誘導を行いました。今後も適切な相談機関への誘導を行います。(産業振興室) ・17年度まで月1回、パートタイム労働相談を実施し、平成18年度からは労働関係機関が実施する労働相談への誘導を行いました。今後も適切な相談機関への誘導を行います。(人権文化課)	推進	産業振興室 人権文化課
(2)セクシュアル・ハラスメントの防止			
64.セクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発に努めます	シネマの実施や広報紙にセクシュアル・ハラスメントを含めた女性に対する暴力をなくす運動の記事を掲載し、防止に向けた啓発をしました。また、男女共同参画推進センターに關係機関からのチラシ等を配置し、啓発に努めました	推進	人権文化課
(3)関係機関との連携			
65.労働基準局、職業安定所(ハローワーク)等、関係機関との連携を図りながら、情報を収集し、提供に努めます	・就労相談を継続的に実施するとともに、国・府からの情報収集・提供に努めました。今後も、就労に関する情報や機会の提供に努めます。(産業振興室) ・労働局等が発行する啓発冊子やリーフレット、ハローワークの求人情報、女性向けのマザーズハローワーク等の案内チラシ等を男女共同参画推進センターに配置し、情報提供に努めました。(人権文化課)	推進	産業振興室 人権文化課

目標Ⅲ 男女の働く権利の確立と保障

課題5 行政内部における男女平等の推進

現状と課題(改訂第3期プランより)

男女共同参画の職場づくりをめざすためには、寝屋川市が率先してモデル職場となることが肝要です。市における取り組みは、市内企業などへの波及効果と、市民の男女共同参画意識の高揚にも役立つことが期待できます。

男女雇用機会均等法にのっとりた募集・採用を行い、保育士、看護師、幼稚園教員などに男性の参画を進める等の取り組みを行う必要があります。また、男女共同参画についての研修を継続的に行うことも大切です。さらに、全庁的に政策決定の場に男女がバランスよく参画できることをめざした取り組みが必要です。

【総括】

男女雇用機会均等法に則り、性別による差別をしない採用試験を実施しました。また、昇任昇格試験制度、キャリアアップ助成制度等、男女平等に職域拡大の可能性のある制度を構築し、運用するとともに、新規採用職員研修や人権研修を実施しました。今後とも女性職員の意識の高揚を図るとともに、女性職員の人材育成に努めていく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14～22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)採用・配置における男女平等の推進			
66.男女雇用機会均等法にのっとりた募集・採用を行います	男女雇用機会均等法に則り、募集採用を行いました。今後においても性別による差別をしない採用試験を実施します。	推進	人事室
67.女性職員の職域拡大に努めます	平成18年度から、給食調理員等の技能職員の職種変更の試験を実施し、職域の拡大に努めました。昇任昇格試験制度、キャリアアップ助成制度等、男女平等に職域拡大の可能性のある制度を構築し、運用しました。今後、さらなる検討を進め、職員の意識改革につなげていきます。	推進	人事室
68.保育士、幼稚園教員、看護師、保健師などの職種への男性の応募者の増加に努めます	専門的な職種の採用試験においても、男女雇用機会均等法に則り、性別による差別をしない採用試験を実施しました。今後も男女雇用機会均等法に則り、採用試験を実施します。	推進	人事室
69.職員の配属・配置において、一方の性に偏らないよう努めます	定期人事異動において、性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施しました。今後も、性別に基づく固定観念にとらわれず、業務運営の状況等に応じて異動を実施します。	推進	人事室
(2)市職員の研修の充実			
70.男女共同参画に関する研修を充実します	平成19年度から、新規採用職員を対象に「男女共同参画社会について」をテーマに、人権文化課職員による研修を実施しました。今後も、男女共同参画についての理解を深める機会の提供に努めます。	推進	人事室
71.女性職員の能力向上を図るための研修を行います	人権研修において、毎年、男女共同参画推進センターのアドバイザーを講師に招き、「女性職員の能力発揮」等をテーマに講義研修を実施しました。今後とも女性職員の意識の高揚を図るとともに、女性職員の人材育成に努めていきます。	推進	人事室

目標Ⅳ 女性と男性の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

課題1. 男女共同参画の子育て支援の促進

現状と課題(改訂第3期プランより)

育児・介護などの家族的責任を、男女がともに担っていくことが男女共同参画社会を形成していく上で欠くことのできない視点であり、それなくしては、真の男女平等の実現はありません。

子育てにおける支援体制を保育所等とも連携して、地域の中につくっていく必要があります。また男性の子育てへの参画を促進するとともに、働く男女が子育てと仕事の両立を可能にするために保育体制の整備を継続して進める必要があります。近年、増加している虐待に対しては、児童虐待防止法等の法律を適正に運用し、被害児童の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めることが求められています。

【総括】

育児相談や地域交流事業を実施するなど、地域交流活動を促進するとともに、市民同士が子育てを支えあうファミリー・サポート事業の促進に努めました。また、病時・病後時保育や保育時間の延長、特定保育の実施等、男女が子育てと仕事を両立させるための支援を行いました。また、保育所(園)、地域子育て支援拠点等で子育て相談の実施や情報提供、家庭児童相談室の相談機能の充実、乳児がいる家庭への訪問など、子育ての悩みを相談しやすい環境整備を図りました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、子育てについて「楽しいと感じることが多い」が増加していて、子育てへの認識が改善しつつあると考えられます。また、男女共同参画を進めるに当たって必要なこととして「保育所や子育て支援センターなど、安心して働くための施設の整備を進める」が最も高く、子育て支援の重要性を感じていて、今後も様々な施策を推進していく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)子育て支援の充実			
72.「こどもセンター」事業の推進を図り、多様な年代の男女が参画できるような地域の育児グループの育成、子育てネットワークの支援に努めます	地域子育て支援拠点等において、育児講座、地域子育てサークル支援等を実施しました。土・日曜日に保護者が参加できる講座等を実施しました。平成19年度から子育て支援センター等連絡会議を開催し、また、育児グループの育成や子育てネットワークの支援に努めました。今後も子育てネットワークの支援等に努めます。	推進	こども室
73. 市立保育所等で行っている地域交流活動の充実を促進します	育児相談や地域交流事業を実施したり、ブロック毎に実施している子育てフェスティバルなどを、地域により保護者や多くの人が参加しやすい土曜日に開催し、地域交流活動を促進しました。今後も参加状況を見ながら実施をしていきます。	推進	こども室
74. 一時的保育事業等を実施する保育所の拡充を図ります	急用などによって一時的に保育できない保護者のために6か所で実施しました。また、週2、3日程度のパート就労等で一定期間継続的に保育できない保護者のために、平成21年度より一時保育事業実施園で特定保育事業を実施しました。今後も利用状況をみながら、一時保育等の実施園の拡充を図ります。	推進	こども室
75.ファミリー・サポート・センター事業の充実を促進します	事業の促進に努め、平成22年度には、依頼会員579人、提供会員191人、両方会員76人となるなど、会員数は増加しました。今後も支援活動の充実に向け、提供会員数の拡大と提供会員の質の向上をめざします。	推進	こども室
76.子どもと子育てに関する相談機能や情報提供の充実を図ります	保育所(園)、地域子育て支援拠点等で子育て相談の実施、情報提供や、家庭児童相談室の相談機能の充実を図りました。また、総合的な子育て情報をまとめた「ねやがわ子育てナビ」の発行とホームページでの提供を行いました。平成20年度から、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を行いました。今後も様々な機会を通して、子育てを支援する情報を提供します。	推進	こども室
(2)男女が子育てと仕事を両立させるための支援			
77. 産休あけ保育、育休あけ保育、病児・病後児保育、夜間保育、保育時間の延長等働く男女の多様な保育需要に対応する保育体制の整備を継続して進めます	産休あけ保育や育休あけ保育を実施するとともに、民営化実施園等において保育時間の延長を実施し、民間保育園(1園)で夜間保育を実施しました。また、民間保育園において病児・病後児保育を2箇所、体調不良児対応を9箇所で行いました。今後も、多様な保育需要に対応する保育体制の整備を進めます。	推進	こども室
78. 留守家庭児童会等の放課後の児童育成に努めます	入会児童数の多い留守家庭児童会について、分割や施設の増設、改修を行ってきました。今後も少子化による児童数の減少はあるものの、共働き家庭の増加に伴う入会児童数の増加が考えられるため、引き続き放課後児童の生活環境の改善に努めます。	推進	社会教育課
(3)子育てなど男性の家庭生活への参画の促進			
79.子育てなどの家庭生活へ男性の参画が進むよう、働き方や、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発と、男性が実践的な知識や技術を身につけるための講座などの実施に努めます	・子育てや男性の生き方に関する講座等を実施したり、情報誌「ルミエール」に男性料理教室の記事やワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の調和)、こどもセンターを利用する男性に関する記事を掲載し、働き方や、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行いました。(人権文化課) ・地域子育て支援拠点等で、男性の保護者を対象とした講座やイベントを実施しました。今後も子育てに男性の参画が進むよう努めます。(こども室) ・教育センター及びエスポールにおいて、文化講座のひとつとして男性料理教室を実施し、実践的な知識や技術を身につけるための講座を実施しました。今後も指定管理者と連携することにより、事業の推進を図ります。(社会教育課)	推進	人権文化課 こども室 社会教育課
(4)児童虐待防止に向けての対策の充実			
80.児童虐待防止のために児童虐待の通告義務などについて必要な広報活動に努めます	・「児童虐待防止月間」の取組の一環として、平成17年度から11月1日号の広報紙に「児童虐待の防止について」の記事を掲載し、平成18年度から関係機関や市民を対象とした研修や講演会を実施しました。平成19年度には児童虐待防止マニュアルを作成・配布し、平成20年度に改訂を行いました。また、平成20年度から児童虐待防止のポスター・リーフレットを配布し、平成22年度にはチラシやチェックシートを全戸配布するとともに、駅前での街頭啓発の実施、公用車等の啓発マグネットの貼付やラッピングなどを行いました。今後も児童虐待防止に向けた啓発・広報活動に努めます。(こども室) ・広報紙の発行等による情報提供を行いました。今後も引き続き関係課と連携し、情報内容の充実に向けて努めていく必要があります。(広報広聴課) ・リーフレット等を男女共同参画推進センターに配置し、児童虐待防止のための広報活動に努めました。また、DV等の相談の際に、子どもの状況に応じて必要な関係機関と連携しました。(人権文化課)	推進	こども室 広報広聴課 人権文化課
81.児童虐待の再発防止に向けて虐待を行った保護者に対して関係機関と連携し、必要な支援と情報提供を行います	要保護児童対策地域協議会を開催し、代表者会議(年1回)や実務者会議(月1回)、ケース検討会議(随時)で関係機関と連携しました。今後も、再発防止に向けた支援と情報提供を行います。	推進	こども室

目標Ⅳ 女性と男性の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

課題2. 多様な家族への生活支援

現状と課題(改訂第3期プランより)

夫婦と子ども2人といういわゆる「標準的な家族」が減少し、単身世帯やひとり親世帯など家族の形態は多様化し変化してきています。それぞれの家族のニーズにあった支援が必要であり、また、様々な家族形態があることが理解されるよう啓発を行うことが求められています。

【総括】

ひとり親家庭の自立に向けて、「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」を策定するとともに、相談業務や母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援事業、母子自立支援プログラム策定事業を行い、母子家庭への支援に努めました。また、ひとり親家庭等、様々な考えや事情により多様な家族形態があり、それぞれの置かれた立場の状況について理解していただけるような講座を実施し、意識啓発に努めました。今後も、必要に応じて意識啓発や支援を行っていく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)多様な家族形態を認め合い、わかり合うための啓発活動の推進			
82.多様な家族形態を認め合い、わかり合うための啓発活動を行います	シングルマザーである歌手のライブ&トーク、多様な家族のあり方や婚外子に関する講座を実施し、多様な家族を認め合うための啓発を行いました。	推進	人権文化課
(2)多様な家族への生活支援			
83.多様な家族へのそれぞれのニーズに合った相談や情報提供に努めます	広報紙の発行や市ホームページ等による行政情報の提供を行うとともに、市民の不安解消に向けた各種相談事業を実施しました。今後も引き続き市民ニーズに応じた情報提供及び相談事業の実施に努めていく必要があります。	推進	広報広聴課
84.ひとり親家庭の自立支援に努めます	ひとり親家庭の自立に向けて母子自立相談員を配置し、相談業務等の支援を充実させました。母子家庭自立支援給付金事業や母子家庭等就業・自立支援事業、母子自立支援プログラム策定事業を行い、母子家庭への支援に努めました。平成22年度には、父子家庭にも児童扶養手当が支給されました。また、平成18年度に「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」を策定し、平成22年度に第二次計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。今後もひとり親家庭の支援に努めます。	推進	こども室

目標Ⅳ 女性と男性の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

課題3. 地域活動への参加促進

現状と課題(改訂第3期プランより)

暮らしやすい活力のある地域社会をつくっていくためには、市民一人ひとりが、仕事と家庭、地域活動をバランスよく行うことが大切です。男性に多く見られる仕事優先の生活を見直し、男女共同参画型の地域活動に変えていくためには、様々なライフスタイルの人たちが参加できるよう活動内容や時間帯などについて見直し、新たな工夫をする必要があります。

さらに、地域社会を活性化する上でボランティア活動・国際ボランティア活動、NPO(民間非営利組織)等の活動への男女の積極的参加促進を図る必要があります。

【総括】

仕事と家庭、地域活動をバランスよく行うことができるよう、地域活動へ参加するためのボランティア情報等の提供を行うとともに、地域で活躍する人を紹介したり、様々な生き方に関する講座を実施して地域活動に対する理解を深めてもらったり、多様なライフスタイルの情報提供を行いました。また、地域活動に参加するための支援を行う等、ボランティア情報や地域活動へ参加するための環境整備を図りました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、「仕事」、「家庭生活・地域活動」、「個人の生活」について、希望は、30~40歳代で「仕事」と「家庭生活・地域活動」と「個人の生活」を調和させたいが最も高くなっているものの、現実には、特に男性において「仕事を優先している」が多く、女性は「家庭生活・地域活動を優先している」も多くなっています。バランスよく行うことができるよう、今後も情報提供と啓発、環境整備を進める必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)男性の地域活動への参加促進と情報提供			
85.男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、地域活動への参加を促進するため情報提供に努めます	男性の生き方に関する講座を実施するとともに、Doふらっと(男女共同参画推進センターだより)でワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の調和)に関する記事を掲載し、情報提供と意識啓発に努めました。	推進	人権文化課
(2)ボランティア活動等への参加促進と情報提供			
86.多様なボランティア活動を促進するために情報提供に努めるとともに、ネットワーク化を促進します	ボランティア情報の募集と提供、市民活動団体間の交流等を図り、市民活動への参加促進に努めました。今後も、情報収集・提供に努め、市民活動への参加を促進する必要があります。	推進	市民活動 振興室
87.児童・生徒による体験学習などへの取り組みを推進します	総合的な学習の時間などに、児童・生徒の希望を尊重し、性別にとらわれない体験学習の実施に努めました。今後も体験学習等の取り組みを推進します。	推進	教育指導課
(3)NPO活動等への参加促進と情報提供			
88.NPO活動等を支援し、情報提供を図るとともに、行政とNPOとの対等なパートナーシップの確立に努めます	ボランティア活動支援物品の支給や市民活動災害補償制度(平成21年度に市民公益活動災害補償制度に変更)等の支援、ボランティア情報の募集と提供を図りました。今後も市民活動の支援等に努めます。(市民活動振興室)	推進	全部局 市民活動 振興室
(4)地域活動への参加を促進するための環境づくり			
89.地域活動に、様々な市民が対等に、主体的に参加・参画できるよう働きかけます	・様々な市民が主体的に地域活動に参加・参画できるよう自治会に対して、コミュニティ奨励補助金を交付しました。今後もコミュニティ活動が活発になるよう努めていく必要があります。(市民活動振興室) ・情報誌「ルミエール」で積極的に地域活動を行っている人を紹介し、啓発に努めました。(人権文化課)	推進	市民活動 振興室 人権文化課
90.トイレなどあらゆる公共的施設を整備し、民間の公益的施設への設置についても働きかけます	・学校などの公共施設の改修時に、福祉及び男女共同参画の推進へのアドバイスをしました。今後も、改修時等に働きかけを行っていきます。(建築営繕課) ・大型店舗等の整備に際して、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき指導しました。今後も、福祉及び男女共同参画の推進を図ります。(まちづくり指導課)	推進	建築営繕課 まちづくり指 導課

目標Ⅴ 高齢者等が生きがいをもって安心して暮らせる環境整備

課題1. 看護・介護への社会的支援

現状と課題(改訂第3期プランより)

市における高齢化率は、平成18年10月現在18.2%で、年々単身高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、多様な家族形態に対応する看護・介護サービスが求められており、社会全体で支えていくことが重要です。

【総括】

3年ごとの高齢者保健福祉計画の見直しや進捗状況の点検・評価・見直し等を実施したり、事業者に対して適格性を確認し入居者及び介護者の人権の保障にも配慮するとともに、研修や指導等を行いサービスの向上に努めるなど、介護施策の充実を図りました。また、各コミュニティセンターごとに、地域における総合相談・権利擁護、介護予防マネジメントなどを担う中核機関として地域包括支援センターを1か所、計6か所設置し、地域に密着した整備を行うとともに、情報提供やネットワークづくり等を実施し、看護・介護する人への支援を行いました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、高齢になったときの生活について、「不安を感じている」人が増加し、また、男女共同参画を進めるに当たって必要なこととして「高齢者の介護などの社会的サービスを向上させる」が2番目に高くなっていて、今後も様々な支援に努める必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)介護施策の充実			
91. 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)を推進します	高齢者保健福祉計画の見直しを3年に1回(平成14年度、平成17年度、平成20年度)行うとともに、その他の年度においては計画の推進方法の検討並びに進捗状況の点検・評価・見直しを実施しました。今後も引き続きこれらの検討等を行っていく必要があります。	推進	高齢介護室
92. 介護保険事業をはじめ各種サービス事業の質的向上を図ります	事業者職員に対する研修等を地域包括支援センターで行うとともに、事業者に対する指導等を行い、サービスの向上に努めました。今後も引き続きこれらの研修等や指導等を行っていく必要があります。	推進	高齢介護室
93. 地域福祉の拠点として地域包括支援センターを設置し、機能の充実を図るとともに、地域に密着した日常生活圏域ごとのセンター整備を図ります	平成20年度に各コミュニティセンターごとに、地域における総合相談・権利擁護、介護予防マネジメントなどを担う中核機関として地域包括支援センターを1か所、計6か所、設置しました。今後も引き続き、地域包括支援センターを中心とする地域のネットワークを構築していく必要があります。	推進	高齢介護室
94. 地域支援の充実と関係機関の連携を促進します	地域包括支援センターにおいて地域のネットワークづくりを進めました。今後も引き続き、地域のネットワークづくりを進めていく必要があります。	推進	高齢介護室
95. 介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設)及びグループホームの整備にあたっては、入居者及び介護者の人権が保障されるよう努めます	介護保険施設整備について事業者選定委員会等で運営計画の適格性を確認しました。今後も介護保険施設の整備にあたっては、事業者選定委員会等で運営計画の適格性を確認していく必要があります。	推進	高齢介護室
(2)看護・介護する人への支援			
96. 看護・介護する人々のネットワークづくりを支援します	介護している家族の交流を図るため、年2回、日帰り施設見学を実施しました。今後も、より家族介護者の親交を深めるため、施策を推進する必要があります。	推進	高齢介護室
97. 安心して働き続けられるよう、看護・介護をする人を援助する各種の情報提供に努めます	広報紙やホームページ、窓口パンフレット等で介護支援サービス情報を提供しました。今後も看護・介護を支援する情報提供に努めます。	推進	高齢介護室
98. 家族介護支援事業などの充実に努めます	介護方法や介護者の健康づくり等、身体的、精神的負担の軽減を図る家族介護教室や、交流等と心身のリフレッシュを図る家族介護者交流事業を実施しました。また、紙おむつや介護用品を支給するなど、家族介護の支援の充実に努めました。今後も、より高齢者を介護する家族を支援する施策を推進する必要があります。	推進	高齢介護室
99. 看護・介護にあたっている人が気軽に相談できるように努めます	平成20年度に各コミュニティセンターごとに地域包括支援センターを1か所、計6か所設置し、相談しやすい体制をつくりました。今後も引き続き、広報紙やパンフレット等で地域包括支援センターの周知に努め、気軽に相談できる体制づくりを行う必要があります。	推進	高齢介護室

目標Ⅴ 高齢者等が生きがいをもって安心して暮らせる環境整備

課題2. 看護・介護する人への両立支援

現状と課題(改訂第3期プランより)

「市民意識調査」によると、家族の介護にかかわっていると答えた人は、女性が46%、男性が26%と、女性の方が20ポイントも高くなっており、介護が今も家族の中で主に女性によって担われていることは明らかです(図6参照)。

男性も介護者としての自覚と技術を習得できるよう、参加しやすいように時間帯や内容に工夫した看護・介護教室の開催などが望まれます。主体的に看護・介護に関わることで男性自身の生き方の幅を広げ、職場・家庭・地域とのバランスのとれた生活を実現していくことが必要です。

また、看護・介護される側の人権にも配慮が必要であり、看護・介護職に携わる男性の増加も望まれます。

【総括】

男女ともに介護に関わることができるよう、看護・介護教室を開催し、技能習得の機会の提供に努めるとともに、地域包括支援センターで介護に関する相談や情報提供を行いました。また、高齢者虐待防止に向けて啓発を行うとともに、事業者や民生委員等の虐待を発見しやすい関係者に研修や会議を開催し、連携と情報提供に努めました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、介護・介助をしている人は、「介護されている人の娘」が最も高く、次いで「介護されている人の妻」、「介護施設等」、「ホームヘルパーなどの在宅介護サービス」となっていて、女性が担うことが依然として高いものの、社会サービスを利用する割合も高く、女性への負担が軽減されてきている可能性があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1) 育児・介護休業制度に関する啓発			
100. 看護・介護への男性の参画が進むよう、意識啓発、情報提供に努めます	広報紙やホームページ、窓口パンフレット等で介護支援サービス情報を提供しました。今後も看護・介護を支援する情報提供に努めます。	推進	高齢介護室
(2) 看護・介護教室開催の促進			
101. 女性も男性も共に参画できる介護教室を開催し、技能修得を図ります	年に2回(1教室5日間)、介護している家族を対象に介護講習会を実施しました。今後も在宅介護の知識・重要性についての理解と認識を深めてもらうよう努めます。	推進	高齢介護室
(3) 看護・介護職への男性の採用促進			
102. 看護・介護職への男性の採用を促進するため、看護・介護職への男性の応募者の増加に努めます	平成14年度以降に看護・介護に関する職種の採用試験を実施していません。	廃止	人事室
(4) 個々のニーズに合わせた介護の促進			
103. 個々のニーズに合わせた介護を促進するための情報提供や啓発に努めます	地域包括支援センターにおいて介護に関する相談対応を行うとともに、高齢者保健福祉の手引きや広報紙等で介護に関する情報を提供しました。今後も引き続き、広報紙やパンフレット等で地域包括支援センターの周知に努める必要があります。	推進	高齢介護室
(5) 児童・生徒への看護・介護学習、福祉講座などの推進			
104. 児童・生徒が看護・介護への関心を高められるよう、看護・介護学習、福祉講座等の推進を図ります	総合的な学習の時間などに、車いす体験やアイマスク体験などの福祉体験を実施しました。今後も児童・生徒が福祉への関心が高められるように努めます。	推進	教育指導課
(6) 高齢者虐待防止に向けての啓発			
105. 高齢者虐待防止のために高齢者虐待の通告義務などについて必要な広報活動に努めます	・地域包括支援センターのパンフレットや広報紙、出前講座で啓発を行うとともに、研修等で事業者等に周知しました。今後も引き続き、広報紙やパンフレット等で高齢者虐待の防止に関する啓発を行っていく必要があります。(高齢介護室) ・問い合わせや相談等の中で、情報提供に努めました。(人権文化課) ・広報紙の発行等による情報提供を行いました。今後も引き続き関係課と連携し、情報内容の充実に努めていく必要があります。(広報広聴課)	推進	高齢介護室 人権文化課 広報広聴課
106. 高齢者虐待の防止に向けて関係機関と連携し必要な支援と情報提供を行います	事業者や民生委員等を対象に研修を行うとともに、弁護士会、社会福祉士会、警察、医師会、保健所等と連携し、高齢者虐待の防止に関する会議を行いました。今後も引き続き、研修や会議を開催し、連携した対応が図られるようにしていく必要があります。	推進	高齢介護室

目標Ⅴ 高齢者等が生きがいをもって安心して暮らせる環境整備

課題3. 高齢者や障害者の自立と連帯への支援

現状と課題(改訂第3期プランより)

高齢社会を豊かで活力ある社会にするためには、全ての人が互いに認め合い、助け合いながらも地域で自立し、生きがいをもって生活することができる環境整備が大切です。そのためには、保健サービスや、生活自立支援、就労支援などが求められています。さらに、それぞれの自主的なグループ活動やネットワーク活動を支援し、その能力を発揮し、意欲を高めながら社会参画し、充実した生活ができるような支援体制づくりが必要です。

【総括】

高齢者については、地域包括支援センターでの相談等で気軽に相談できる体制づくりと高齢者のニーズの把握、グループホーム等の自立支援システムの推進、ボランティアやNPO法人による仲間づくり等への支援を行い、高齢者の自立支援に向けた取組を進めました。

障害者については、障害福祉計画の策定時にニーズ調査を実施して計画に反映し、毎年、長期計画推進委員会で進捗状況を確認するとともに、相談支援事業所や専門相談機関等と連携した相談支援事業、居宅介護などの障害福祉サービスや移動支援などの地域生活支援事業による支援、就業・生活支援センターやハローワーク、相談支援事業等関係機関と連携した就労支援体制の整備を行い、障害者の自立支援に向けた取組を進めました。

今後も高齢者や障害者の自立に向けた取組を推進していく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1) 高齢者への自立支援			
107. 高齢者のニーズの把握に努めます	窓口や地域包括支援センターでの相談をもとに、高齢者のニーズの把握に努めました。今後も引き続き、高齢者のニーズの把握に努める必要があります。	推進	高齢介護室
108. 高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます	シルバー人材センターやNPO法人等と連携し、高齢者の働く場の情報提供に努めました。今後も就労に関する関係機関等と連携していく必要があります。	推進	高齢介護室
109. 高齢者が気軽に相談できるよう努めます	平成20年度に各コミュニティセンターごとに、地域包括支援センターを1か所、計6か所設置し、相談しやすい体制をつくりました。今後も引き続き、広報紙やパンフレット等で地域包括支援センターの周知に努め、気軽に相談できる体制づくりを行う必要があります。	推進	高齢介護室
(2) 住宅政策の研究			
110. 障害者のニーズの把握に努めます	平成18年度「障害福祉計画(第1期計画)」、平成19年度「障害者長期計画(第2次計画)」、平成20年度「障害福祉計画(第2期計画)」策定時に、ニーズ調査を実施して計画に反映し、毎年、長期計画推進委員会で進捗状況を確認しました。今後も引き続き、ニーズの把握に努める必要があります。	推進	障害福祉課
111. 障害者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます	障害者の就労支援のため、就業・生活支援センターやハローワーク、相談支援事業等関係機関と連携し、就労支援体制を整備しました。今後も引き続き、就労支援を推進するために関係機関との連携に努める必要があります。	推進	障害福祉課
112. ひとり暮らしの障害者への生活自立に向けた援助を行います	障害者が、身近な地域でつながりをもって生活できるよう、居宅介護などの障害福祉サービスや移動支援などの地域生活支援事業による支援を実施しました。今後も引き続き、“自分らしい暮らし”を実現するうえで必要な支援を推進していく必要があります。	推進	障害福祉課
113. 障害者が気軽に相談できるよう努めます	身体・知的・精神障害者相談員、聴覚障害者福祉指導員、障害児等療育相談員をはじめ、相談支援事業所や専門相談機関等と連携し、相談支援事業を実施しました。今後も引き続き、多様な相談に対応できるよう総合的な相談支援体制の確立に努める必要があります。	推進	障害福祉課
(3) 高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動の支援			
114. 高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動を支援します	「元気アップ体操サポーター」等、ボランティアやNPO法人によるネットワークや仲間づくりを支援しました。今後も高齢者等の自主活動やネットワーク活動を支援します。	推進	高齢介護室
115. グループホームなどの自立支援システムを推進します	・高齢者保健福祉計画に基づき、小規模多機能型居宅介護施設や認知症高齢者グループホーム等の公募を行いました。今後も高齢者保健福祉計画に基づき、施設整備を推進する必要があります。(高齢介護室) ・グループホーム・ケアホームなどの居住支援サービスを事業者等の協力を得て実施しました。今後も引き続き、地域での生活への移行の受け皿として、自立して生活できる場を提供するため、グループホームやケアホームの整備を、事業者等の協力を得て推進する必要があります。(障害福祉課)	推進	高齢介護室 障害福祉課

目標Ⅴ 高齢者等が生きがいをもって安心して暮らせる環境整備

課題4. 男女共同参画による福祉のまちづくりの推進

現状と課題(改訂第3期プランより)

福祉のまちづくりには、家庭や地域に根ざした生活者の視点を欠かすことはできません。※ノーマライゼーションのまちづくりには、生活者としての経験が豊富な女性の参画を促進することが有効です。特に※ユニバーサル・デザインの考え方に基づいて、住宅政策を推進することや交通機関や公共施設などのバリアフリー化に向けた整備が必要です。

【総括】

高齢者や障害者等が利用しやすいよう、市内の駅前や公園、大型店舗等の整備の際には、バリアフリー等に関連する法律や条例、要綱等を踏まえて整備または指導、情報提供を行うとともに、住宅の改造に対する助成を実施するなど、ノーマライゼーションのまちづくりの推進に努めました。また、ノーマライゼーションのまちづくりに向けて、市民や関係団体、事業者等と連携し多くの人に理解をしてもらえよう、取組を進めました。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)ノーマライゼーションのまちづくりの推進			
116.「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「寝屋川市福祉のまちづくり環境整備要綱」に沿ってノーマライゼーションのまちづくりを進め、高齢になっても障害があっても、自分の意思で生活し、行動することができるような(バリアフリー)施設、環境の整備に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や身体障害者等が安心、便利に暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進するため、平成14年度以降、JR東寝屋川駅と京阪萱島駅の周辺地区交通バリアフリー基本構想を策定し、エレベータ等設置工事に対する補助や、交通バリアフリー基本構想の推進に向けて関係機関との調整や事業進捗状況の管理を行いました。今後も引き続き、関係機関との調整や事業進捗状況の管理を行っていきます。(都市計画室) ・JR東寝屋川駅及び京阪萱島駅両駅前広場において、平成19年度からバリアフリー化の整備工事を行ってきました。今後も引き続き、特定道路の整備を行い、交通バリアフリー基本構想の実現に向けて取り組んでいきます。(道路建設課) ・大型店舗等の整備に際して、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき指導し、福祉及び男女共同参画の推進を図りました。(まちづくり指導課) ・重度の障害があっても、自分の意思で生活し、行動できるように住宅改造助成事業を実施しました。今後も引き続き、バリアフリーの住宅の整備に努める必要があります。(障害福祉課) 	推進	都市計画室 道路建設課 まちづくり指導課 障害福祉課
117. 市民にノーマライゼーションの理念の普及を図ります	関係団体、事業者等と連携し、広報紙への掲載や冊子の発行、街頭啓発、手話や点字の講習会、イベントの実施、支援を行い、みんなでノーマライゼーションのまちづくりをめざしています。今後も引き続き、理解促進事業の実施や広報紙、冊子等で啓発に努める必要があります。	推進	障害福祉課
(2)住宅政策の研究			
118. 住宅について、介助がしやすくなるようバリアフリー化を推進します	平成16年度から、市営住宅における共用部分の階段室の手すりを年次的に設置し、バリアフリー化を推進し、平成22年度に全て設置を完了しました。	完了	住宅整備課
119. 共住型の共同住宅(コレクティブハウス)、介護つき住宅など、福祉サービスを配慮した新しい住宅政策について研究し、まちづくりへの参考にします	平成21年度に新たな住宅マスタープラン策定に伴う基礎調査を実施し、平成22年度に素案を策定しました。今後も、住宅マスタープランの策定に向けた取組を進めていきます。	推進	都市計画室
(3)まちづくりへの男女共同参画の推進			
120. まちづくりに関する計画の策定、見直し時の諮問委員会や策定プロジェクト等に男女共同参画を推進します	大和公園整備工事に伴い、地元自治会を対象に3回のワークショップを開催し、男女ともに参加していただき、意見等をいただきました。今後も、引き続き公園整備におけるワークショップ等において男女ともに参加する機会の提供に努めます。	推進	公園緑地課
121. 福祉のまちづくりに対する市民の理解を深めるための情報提供を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・府が作成したパンフレット等や整備基準などの冊子の配布と、窓口での指導を行い、情報提供に努めました。今後も福祉のまちづくりに関する情報の提供に努めます。(まちづくり指導課) ・広報紙や冊子等で啓発しました。今後も引き続き、ノーマライゼーションのまちづくりを推進するため、広報紙や冊子で啓発に努める必要があります。(障害福祉課) ・新たな公園の設置の際にはバリアフリーに配慮するとともに、既存の公園に健康遊具を設置するなど福祉のまちづくりの推進に努めました。今後「緑の基本計画」の見直しにあたっては、ノーマライゼーション等について検討します。(公園緑地課) 	推進	まちづくり指導課 障害福祉課 公園緑地課

目標Ⅵ. 生涯を通じた心と身体の健康づくり

課題1. 生涯を通じた女性の健康づくり

現状と課題(改訂第3期プランより)

女性も男性も、生涯にわたって身体的、精神的、また社会的にも健康に生きる権利が保障されることは、男女共同参画社会の重要な柱です。特に女性は、妊娠や出産の機能からもたらされる特有の健康問題があることから、ライフサイクルに応じた健康支援の総合的な施策の推進を図ることが必要です。

【総括】

健康相談や電話相談を実施し相談できる体制をつくるとともに、健康づくりプログラムの作成・発行や広報紙への掲載による健診等の情報提供、健診時や健診結果を通知する際に情報提供等を実施しました。また、複数の健康診査を受診できるミニドックや、複数のがん検診を受診できるがんドックを実施し、受診しやすい体制づくりに努めました。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)生涯の各時期に応じた健康診査の普及と必要な医療と連携した相談体制の整備			
122. 性や心と身体に関する相談窓口の充実と情報提供に努めます	性や心と身体に関する健康相談や電話相談を行うとともに、広報紙へ女性の健康づくりの記事を掲載するなど、情報提供に努めました。今後も相談の実施と情報提供に努めます。	推進	健康増進課
123. 摂食障害や不妊、更年期、高齢期などにおける女性の身体的症状と妊娠・出産期を心と身体の両面からとらえ、医療と連携してトータルに応じられる相談に努めます	健康相談や健診時に、必要に応じて女性の身体的症状や妊娠・出産期などに関する情報提供を行うとともに、医療と連携して応じられる相談に努めました。今後も生涯を通じた女性の身体的症状等に関する相談や情報提供に努めます。	推進	健康増進課
(2)働く女性の健康管理の支援			
124. 働く女性の健康管理についての情報提供に努めます	健康づくりプログラムを作成・発行し健診等の情報提供を行うとともに、広報紙にも健診の記事を掲載しました。今後も働く女性も健康管理しやすいよう情報提供に努めます。	推進	健康増進課
125. パートタイマーや自営業など女性の健診を促進するため、啓発に努めます	健康づくりプログラムを作成・発行し健診等の情報提供を行うとともに、広報紙にも健診の記事を掲載しました。今後も働く女性も健康管理しやすいよう情報提供に努めます。	推進	健康増進課
126. 受診しやすい体制をつくります	個別の検診だけでなく、複数の検診を受診できるミニドック(平成19年度末廃止)や、複数のがん検診を受診できるがんドックを設け、健康づくりプログラムや広報紙に掲載しました。今後も受診しやすい体制づくり及び情報提供を行います。	推進	健康増進課

目標VI 生涯を通じた心と身体の健康づくり

課題2. 性と生殖に関する健康と権利の保障、充実

現状と課題(改訂第3期プランより)

女性が生涯を通じて、自分の健康について管理し、決定できるように支援していくことが必要です。また、妊娠・出産・子育てへの男性の理解と関わりを促すために、※性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について、女性は正しい知識を身につけ、男性は理解を深めるよう、啓発に努めるとともに、パパママ教室や親子健康教室への父親の参加を促進することなども必要です。

【総括】

発達段階に応じて指導を行うとともに、女性の乳がんや更年期、子宮筋腫等に関する講座や展示、情報誌への女性専用外来等の記事の掲載を行い、女性特有の症状等に関する情報提供と啓発に努めました。また、健康相談や母乳相談、新生児訪問等、心と身体の健康相談の充実に努めるとともに、健康診査や健康教室には一時保育を実施し、受診・参加しやすい体制をつくりました。男性に対しては、育児参加しやすいようパパママ教室を日曜日に実施したり、参加を促す副読本を配布し、意識啓発に努めました。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)性と生殖に関する健康と権利についての意識の浸透			
127. あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重と浸透を図るため、家庭学習、学校教育、社会教育、保健事業での啓発、学習機会の提供に努めます	・発達段階に応じて、性教育副読本「ほほえみ」や教科書、ビデオ等を必要に応じてを活用し、指導を行いました。今後も発達段階に応じて、様々な教材等を活用して指導を行います。(教育指導課) ・健康教室や更年期の女性を対象とした講座を実施し、啓発、学習機会の提供に努めました。今後、生涯を通じての性と生殖に関する課題について考える機会の提供に努めます。(健康増進課) 乳がんや月経、医師との関わり方等に関する講座を実施するとともに、情報誌「ルミエール」に女性専用外来や生涯を通じた女性の健康に関する記事を掲載しました。また、Doふらっと(男女共同参画推進センターだより)でも乳がんの特集記事を掲載し、展示もを行い、啓発と情報提供に努めました。(人権文化課)	推進	教育指導課 健康増進課 人権文化課
(2)妊娠・出産期の健康と権利の保障			
128. 寝屋川市こどもプランを推進します	主に妊娠中から就学までの妊産婦及び乳幼児について、親子健康教室や健康教室を実施し、関係各課及び関係団体等と連携して母子保健計画の内容を含んだ寝屋川市こどもプランを推進しました。今後も寝屋川市こどもプランに基づき、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。	推進	健康増進課
129. 健康教室、健診時における一時保育の充実を図ります	健康診査や健康教室の際に、民生委員やボランティア団体等と連携して一時保育を実施し、充実を図りました。今後も民生委員やボランティア団体等と連携して、一時保育の充実に努めます。	推進	健康増進課
130. 妊娠・出産・育児期の心と身体の相談事業の充実を図ります	パパママ教室や母乳相談、妊産婦・新生児訪問指導事業、電話相談などで、妊娠・出産・育児期の心と身体の相談を行いました。今後も様々な機会を通して、相談事業を実施します。	推進	健康増進課
(3)妊娠・出産期の「父子保健事業」の展開			
131. 男性が参加しやすいように「パパママ教室」を展開します	男性が参加しやすいように「パパママ教室」を日曜日に展開しました。今後も引き続き、月1回、パパママ教室を実施します。	推進	健康増進課
132. 母子健康手帳にあわせて男性の育児参加を促す手引き等の記載内容の充実を図ります	母子健康手帳の交付時に男性の育児参加を促す副読本を配布しました。今後も、男性の育児参加を促す啓発に努めます。	推進	健康増進課
(4)HIV/エイズ、性感染症についての予防啓発の推進			
133. HIV/エイズに関する正しい理解の浸透を図り、差別・偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます	・HIV/エイズに関する啓発記事を広報紙に掲載したり、パンフレットを成人式に配布しました。今後も、正しい理解の浸透を図り、差別・偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます。(健康増進課) ・男女共同参画推進センターでHIV/エイズについての展示を実施しました。(人権文化課)	推進	健康増進課 人権文化課
134. 性感染症に関する正確な知識の普及と偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます	・HIV/エイズに関する啓発記事を広報紙に掲載したり、パンフレットを成人式に配布しました。今後も、正しい理解の浸透を図り、差別・偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます。	推進	健康増進課

目標VI. 生涯を通じた心と身体の健康づくり

課題3. 男性の心身の健康づくり

現状と課題(改訂第3期プランより)

男女共同参画社会は、女性とともに男性もまた身体的・精神的に人間らしい生活が保障される社会でなければなりません。近年、特に中高年男性の自殺や過労死の増加にみられるように、「男は仕事」という固定的な性別役割分業意識など、様々な社会構造がもたらすストレス等が問題となっていることから、男性対象の心身の健康についての啓発や相談事業の充実が求められます。

【総括】

健康相談のなかで、男性の心身の健康づくりについて情報提供に努めるとともに、男性を対象とした健康教室を実施しました。また、男性の生き方や人間関係などの心の悩みの相談に男性相談員がこたえる男性のための悩み相談を設け、回数を増やして充実させ、男性が相談しやすい環境づくりに努めました。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)男性の心身の健康づくりに向けた啓発			
135. 社会的性別(ジェンダー)の視点から、男性の心身の健康づくりについて、啓発に努めます	ストレスなど心の健康づくりについての記事を広報紙に掲載するとともに、健康相談の中で情報提供に努めました。今後も、男性の心身の健康づくりに関する情報の提供に努めます。	推進	健康増進課
136. 男性のための健康教室を開催します	男性を対象とした健康教室を開催しました。今後、性別に関わらず参加しやすい講座の実施に努めます。	推進	健康増進課
(2)相談体制の充実			
137. 男性対象の心の悩み相談の充実を図ります	平成16年度に男性のための悩み相談を開始し、その後、年7回の相談回数を年12回に増やして、充実を図りました。	推進	人権文化課

目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

課題1. 暴力根絶に向けての啓発の推進

現状と課題(改訂第3期プランより)

男女間において男性から女性に対する暴力が圧倒的に多いのが現状です。その中には、※夫婦間等の暴力(ドメスティック・バイオレンス＝DV)、性犯罪、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、買春、人身取引などが含まれます。これらの暴力は、身体だけでなく、PTSD(心的外傷後のストレス障害)などの心の病を引き起こしたり、自信を失い、自分らしく生きる気力を喪失するなどの影響を被ることになる重大な人権侵害行為なのです。女性に対する暴力は、多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、固定的な性別役割分担、経済力の格差、上下関係など男女がおかれている状況等に根ざした構造的な問題として対処していく必要があります。児童買春・児童ポルノ禁止法やストーカー規制法、DV防止法、児童虐待防止法等の法律を適切に運用し、被害者の立場に立った迅速で適切な対応・支援に努めることが求められています。

【総括】

DVや性暴力、人身売買をはじめとする講座、シネマ、展示等を実施するとともに、総合センターでのDVに関する人権啓発展示やリーフレットの作成・配布、印刷物への掲載を行いました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた駅前での街頭啓発の実施や、広報紙への掲載等により、啓発に努めました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメントの言葉の認識度は、「内容を知っている」「見聞きしたことがある」を合わせると、いずれも90パーセント以上、「内容を知っている」も、いずれも約70パーセントであり、周知されてきていると考えられます。一方、配偶者・恋人からの行為について、「なぐる、ける」が男女とも「暴力と思う」人が85パーセント以上であるのに対して、精神的暴力や性的暴力等については「暴力となる場合とそうでない場合がある」の割合も少なくないと言えます。DV防止のために必要なこととして「暴力を許さない社会づくりに向けての意識啓発を行う」が最も高くなっていて、啓発をさらに進めていく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14～22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1) 配偶者やパートナー等から暴力を受けている女性への援助			
138. 電話相談をはじめとする、わかりやすい相談窓口を設置し、対応を図ります	平成15年度から女性の心の悩み相談の電話相談を開始しました。また、平成19年度には祝日にも実施するようにし、相談体制を充実しました。	推進	人権文化課
139. 府や関係機関と連携して、緊急一時避難を図ります	大阪府の配偶者暴力相談支援センターや女性相談センター等と連携し、適切な対応に努めました。	推進	人権文化課
(2) 暴力根絶に向けての啓発			
140. 女性に対する暴力は女性への人権侵害であり、犯罪であるという認識の定着を図るとともに防止のための啓発活動を充実します	DVや性暴力、人身売買をはじめとする講座、シネマ、展示等を実施するとともに、総合センターでのDVに関する人権啓発展示やリーフレットの作成・配布、印刷物への掲載を行いました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた駅前での街頭啓発の実施や、広報紙への掲載等により、啓発に努めました。	推進	人権文化課
141. 女性に対する暴力を予防・防止するための学習機会の充実と啓発活動に努めます	護身術やDV、性暴力、人身売買をはじめとする講座、シネマ、展示等を実施するとともに、総合センターでのDVに関する人権啓発展示やリーフレットの作成・配布、印刷物への掲載を行いました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた駅前での街頭啓発の実施や、広報紙への掲載等により、啓発に努めました。	推進	人権文化課
142. 児童買春・児童ポルノ禁止法やストーカー規制法、DV防止法、児童虐待防止法等について学習の機会をつくり、併せて啓発活動に努めます	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から関係機関や市民を対象とした研修や講演会を実施し、平成19年度に児童虐待防止マニュアルを作成・配布し、平成20年度に改訂版を作成・配布しました。平成22年度にはチラシやチェックシートを全戸配布しました。今後も、児童虐待防止について考える機会の提供や啓発活動を行います。(こども室) 毎年、CAP学習を実施し、平成20年度から、市立全小学校3年生に対しCAP学習を通じて、子ども自身が自分を守る方法を学ぶ機会を提供しました。また、市民対象に家庭教育学級の中で、大人のCAP講座も実施しました。今後もCAP学習等を通じて、啓発活動を行います。(地域教育振興課) DVや性暴力、人身売買をはじめとする講座、シネマ、展示等を実施するとともに、総合センターでのDVに関する人権啓発展示、リーフレットの作成・配布、印刷物への掲載を行いました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた駅前での街頭啓発の実施や、広報紙への掲載等により、啓発に努めました。それに加えて、DVに関連した子どもへの影響等、児童虐待に対する内容も含めて啓発に努めました。(人権文化課) 	推進	こども室 地域教育振興課 人権文化課

目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

課題2. 暴力・虐待についての相談体制の整備

現状と課題(改訂第3期プランより)

府や民間関係機関と連携して、暴力を受けた女性が一時的に避難できる場を確保することや、被害を受けた女性にとって相談しやすく、わかりやすい相談窓口を設けるなどの救援、支援体制を整備することが急がれます。また、相談にあたる際には、被害を受けた女性の心と身体を両面でもとらえ、二次的な被害を受けないような配慮が必要です。さらに、フェミニスト・カウンセリングの充実が必要であり、様々な悩みを仲間同士で解決していく自助グループへの支援も求められます。

【総括】

DV等の相談窓口として、女性の心の悩み相談を実施し、面接相談に加えて電話相談を開始したり、相談回数の増加や祝日の実施を行う等、相談体制を充実しました。また、寝屋川市DV被害者支援連絡会を設置し、関係課や関係機関等との連携を図りました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、DVの体験について、ほとんどの項目で女性が体験した割合のほうが高く、「なぐられた、けられた」人は女性は4人に1人、男性は8人に1人が体験しています。前回調査と比較可能な項目はすべて増加していますが、DVの認知度が上がったことにより顕在化したことも要因のひとつとして考えられます。また、DVを受けたとき、「だれにも話したり、相談していない」が、女性では約5割、男性では約6割と大変高くなっています。相談しない理由として、男女ともに「相談するほどのことではないと思った」が最も高く、深刻に考えている人は少ないようですが、気軽に相談できるよう、今後も相談体制を充実させる必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)相談体制の充実			
143. DVやセクシュアル・ハラスメントの相談体制の充実に努めます	平成14年度に面接相談の相談回数を増加させました。平成15年度から女性の心の悩み相談の電話相談を開始しました。平成19年度には面接相談・電話相談とも、祝日にも実施するようにし、相談体制を充実させました。また、平成18年度から女性のための法律相談を開始し、法律的な問題がからむ場合にも対応できるようにしました。	推進	人権文化課
144. フェミニスト・カウンセリングの充実に努めます	平成14年度に面接相談の相談回数を増加させました。平成15年度から女性の心の悩み相談の電話相談を開始しました。平成19年度には面接相談・電話相談とも、祝日にも実施するようにし、相談体制を充実させました。	推進	人権文化課
(2)連携体制の充実			
145. 被害者の自立支援に向けて、府や関係機関で実施している相談等の情報提供に努めます	相談者の目的に合わせて、大阪府や関係機関が実施している相談等を紹介する等、情報提供に努めました。	推進	人権文化課
146. 相談、救援活動、自立支援を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)及び庁内関係課との連携とネットワークの充実を図ります	寝屋川市DV被害者支援連絡会議を設置し、関係課や大阪府中央子ども家庭センター、警察署、保健所、消防署、民生委員・児童委員協議会、医師会との連携とネットワークの充実を図りました。平成21年度には、人権擁護委員会も構成員となり、ネットワークの充実を図りました。また、関係機関用に寝屋川市DV被害者支援ハンドブックを作成し、連携とネットワークの充実の一助としました。	推進	人権文化課
(3)自助グループへの支援			
147. 心や身体について同じ悩みをもつ女性たちが相互に励まし、支えあえるような支援のあり方について研究します	・健康教室の受講修了者が継続して活動を行えるよう、必要に応じて助言等を行いました。今後も必要に応じて支援を検討します。(健康増進課) ・心の悩みをもつ女性が交流できる機会を設けました。(人権文化課)	推進	健康増進課 人権文化課

目標Ⅷ 男女共同参画社会の実現に向けた文化の創造と情報の発信

課題1. メディアにおける性差別表現の点検と見直し

現状と課題(改訂第3期プランより)

市の広報紙等における表現について、性別に基づく固定観念にとらわれない表現がなされているか、点検することが求められています。そして、性差別や女性に対する暴力を助長したり連想させるようなメディアについて、市民が批判的に読み解き、改善を求めて積極的にメディアに働きかけていくことが必要です。また、メディアを使って自分の考えを表現していく力(メディア・リテラシー)を養う学習機会の充実も必要です。

【総括】

広報紙に掲載する平和や男女共同参画、高齢者や障害者等の福祉、教育等の人権に関する記事について、広報編集小委員会で性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進に努めました。、行政刊行物の表現の見直し等に努めました。また、メディアの表現等に関する講座を実施したり、市民企画の講座やふらっとねやがわまつりの展示等、市民活動団体がメディアにおける表現について考える活動を支援し、表現活動の見直しの推進に努めました。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)行政刊行物の表現の見直しと表現活動に関するガイドラインの周知の徹底			
148.性別に基づく固定観念にとらわれない表現がされているか、公的な出版物・ポスター等について点検、見直しを進めます	広報紙に掲載する平和や男女共同参画、高齢者や障害者等の福祉、教育等の人権に関する記事について、広報編集小委員会の一員として性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進に努めました。	推進	人権文化課
149.市の刊行物等においては、「表現活動に関するガイドライン」にのっとった表現に努めます	広報紙に掲載する平和や男女共同参画、高齢者や障害者等の福祉、教育等の人権に関する記事について、広報編集小委員会の一員として性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進に努めました。	推進	人権文化課
(2)男女平等な表現を進める市民意識の高揚			
150.メディアにおける表現について、性別に基づく固定観念にとらわれない視点で見直す力を養う学習講座を実施すること、また働く女性、男性ともに受講できるよう実施時間に配慮します	メディアの表現等に関する講座を実施し、性別に基づく固定観念にとらわれない視点で見直す機会を提供しました。開催にあたっては、土曜日にも実施し、男女ともに受講できるよう配慮しました。	推進	人権文化課
151.メディアにおける表現を見直し、性別に基づく固定観念にとらわれない表現を求める市民の自主的な活動を支援します	テレビ番組を題材にした市民企画の講座やふらっとねやがわまつりの展示等、市民活動団体がメディアにおける表現について企画・運営等を行う活動の支援をしました。	推進	人権文化課

目標Ⅷ 男女共同参画社会の実現に向けた文化の創造と情報の発信

課題2. 男女共同参画社会に向けたメディアの活用

現状と課題(改訂第3期プランより)

市が、作成する広報、刊行物、ポスター、視聴覚資料、電子情報などを活用して、性別に基づく固定観念にとらわれない表現を積極的に推進することが大切です。また、IT化に対応して、市民が情報通信機器を活用できるよう学習の機会を設け、インターネットなどを利用した情報提供、市民のネットワークづくりの促進が必要です。

【総括】

ワードやエクセル等のパソコン教室を実施したりインターネットを閲覧できるパソコンを公共施設に配置し、知識や技術を習得する機会を提供するとともに、ホームページや携帯サイト等、様々な媒体を通して行政情報の提供に努めました。また、本市の地域情報の総合窓口として地域ポータルサイト(ねやがわ元気ねッ)を開設し、市民主体の運営組織で作成・更新を行うサイト運営の支援を行いました。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)広報活動における男女共同参画の視点に たった表現の推進			
152.男女共同参画の視点での広報活動に努めます	広報紙における該当情報の内容や表現については、広報編集小委員会での意見交換を経て掲載しました。今後も引き続き、掲載内容について一層精査を図っていく必要があります。	推進	広報広聴課
(2)メディアを活用した情報の提供			
153.メディアを活用した市民への様々な行政情報の公開と市民との双方向の情報交換を行います	・ホームページ管理システムの導入に伴い、新たな行政情報サービスとして携帯サイトを構築し、メディアを活用した行政情報の公開などに努めました。また、職員誰もが庁内OAパソコンを用いて、ホームページ及び携帯サイトの作成・運用ができるようにし、情報提供における即時性向上や情報量の増加と業務の効率化を図りました。(情報化推進課) ・平成22年度に、インターネットを活用した動画配信による行政情報の提供を試行実施しました。今後も引き続き、多様な媒体を活用した双方向の情報発信に努めていく必要があります。(広報広聴課)	推進	情報化推進課 広報広聴課
(3)コンピュータの知識習得・活用のための講座などの実施			
154.市民がコンピュータの知識や技術を習得し、活用する力を養うための講座を実施します	・教育センター及びエスポアールにおいて、ワードやエクセル、インターネット等のパソコン教室を実施し、知識や技術を習得する機会を提供しました。今後も指定管理者と連携することにより、事業の推進を図ります。(社会教育課) ・IT講習や市民企画によるインターネットに関する講座を実施し、パソコンに関する知識や技術を習得する機会を提供しました。(人権文化課)	推進	社会教育課 人権文化課
(4)ネットワークづくりへの支援			
155.インターネットなどの情報化に対応した市民のネットワークづくりの促進を図ります	・男女共同参画推進センターに市民活動用として、インターネットが利用できるパソコンを設置し、活用できるようにしました。(人権文化課) ・平成17年度に本市の地域情報の総合窓口となる地域ポータルサイト(ねやがわ元気ねッ)を開設し、市民主体の運営組織「ねやがわげんきねッ」が設立されました。それに伴い、地域ポータルサイトの作成・更新を行うサイト運営の支援を行いました。今後も、必要に応じて市民のネットワークづくり促進のための環境整備を図ります。(情報化推進課)	推進	人権文化課 情報化推進課

目標Ⅷ 男女共同参画社会の実現に向けた文化の創造と情報の発信

課題3. 男女共同参画の視点からの情報収集と提供

現状と課題(改訂第3期プランより)

現在行われている様々な調査や分析をみると、社会的性別(ジェンダー)による偏りが考慮されていません。男女平等を実現するためには、まず様々な場面での男女間の格差や不平等、女性のおかれた状況を客観的に把握することが必要です。

市が行うあらゆる統計調査に男女共同参画の視点を組み込むとともに、意識と実態についての系統だった調査、研究と分析を行い、情報や資料を収集し、それらの情報や資料を積極的に市民に公開・提供することが求められます。

【総括】

男女共同参画に関する図書やビデオ、DVD、国・府や関係機関等の資料等を収集し充実するとともに、貸出等を行うことで、男女共同参画について考えるための情報提供と啓発に努めました。

平成21年度の男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、男女共同参画推進センターの機能の重要なものとして「男女共同参画に関する資料や情報の収集、提供をする」が2番目に高くなっていて、今後も情報の収集・提供に努めていく必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)男女共同参画の視点からの情報収集と提供			
156.男女共同参画の視点からの映画、ビデオ、図書、資料の収集、提供に努めます	・視聴覚ライブラリーの教材や機器の貸し出しを行い、活用を図りました。今後、貸し出しをする中でどのような教材を要望されているかを把握していきます。(文化スポーツ振興課) ・継続的に男女共同参画の視点からのDVD、図書資料の収集、提供にも努めました。今後も、男女共同参画の視点からの図書等も収集、提供します。(中央図書館) ・毎年、図書を購入し充実と努めるとともに、国等からのDVDを収集し、貸し出しを行いました。また、関係機関等からの資料の収集、提供に努めました。(人権文化課)	推進	文化スポーツ振興課 中央図書館 人権文化課

目標Ⅷ 男女共同参画社会の実現に向けた文化の創造と情報の発信

課題4. 社会的性別(ジェンダー)にとらわれない新しい文化の創造活動

現状と課題(改訂第3期プランより)

男女共同参画の社会を実現するためには、新しい文化の創造が必要です。学校や社会において、スポーツを含む様々な文化を通じた男女共同参画を推進する活動は、市民の関心を高めると同時に住みやすい「まちづくり」につながり、地域の活性化をもたらします。幅広い市民の参加によって、日常生活に密着した様々な分野における男女共同参画社会の実現をめざした新しい文化の創造活動を推進していくことが求められています。

【総括】

様々な文化創造活動等を通して、市民が参加・参画できる機会を提供するとともに、男女共同参画に関する講座等の企画・運営や展示等の発表をすることができる場の提供を行いました。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)男女共同参画の視点にたつた文化創造活動の推進と支援			
157.市民がともに担う文化創造活動の推進と支援に努めます	・毎年、ふらっとねやがわまつりを市民参画の実行委員会で企画・運営し、市民活動団体が参加できるワークショップや展示の機会を提供しました。また、平成17年度から隔年で市民企画を募集し、講座を実施しました。(人権文化課) ・小・中学生から人権作文・詩を募集し、優秀者の表彰を行うとともに、取りまとめて人権作品集「にじの橋」として印刷・発行し、人権尊重の意識を高めました。今後も引き続き、人権について考える機会として実施します。(人権文化課、教育指導課) ・市民文化祭・美術公募展(平成21年度まではアートプラザねやがわ)・学生音楽祭等を開催し、多くの来場者がありました。今後も、市民文化・芸術活動の推進に努めます。(文化スポーツ振興課)	推進	人権文化課 教育指導課 文化スポーツ振興課
(2)男女共同参画社会をめざすスポーツ活動の推進と支援			
158.市民がともに楽しめるスポーツを開発し、場の提供に努めます	アンケート調査により行いたいスポーツ種目を把握し、それに基づいたスポーツ種目の提供に努めました。また、一時保育付きの教室をはじめ、様々なスポーツ教室を実施しました。今後も、市民のニーズの把握に努めるとともに、新たなスポーツの提案を研究します。	推進	文化スポーツ振興課

目標Ⅷ 男女共同参画社会の実現に向けた文化の創造と情報の発信

課題5. 男女共同参画社会の実現をめざす活動拠点の充実と活用

現状と課題(改訂第3期プランより)

「市立男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)」は、男女共同参画社会を実現するための推進拠点施設として多くの市民に活用されるよう、活動支援や交流、学習・講座、情報の収集・提供、相談活動を充実させることが必要です。

【総括】

男女共同参画推進センターは、①学習・講座(男女共同参画視点からの学習・講座等の実施)、②情報・資料の収集・提供(男女共同参画の視点からの図書やビデオ等、資料の収集・提供)、③相談(女性の心の悩み相談(カウンセリング)、女性のための法律相談、男性のための悩み相談(カウンセリング)の実施)、④一時保育(講座等への一時保育の利用)、⑤活動支援(研修室・会議室や備品等の貸出、パソコンの設置)、⑥交流(ふらっとねやがわ連絡会への支援、ふらっとねやがわまつりの開催)の6つの柱で施策を推進しました。

平成21年度の市民意識調査を見ると、男女共同参画推進センターの認知度は35パーセント程度となっていて、より多くの方に利用していただけるよう、さらに広報活動の充実に努める必要があります。

施策の方向 (改訂第3期プランより)	第3期ねやがわ男女共同参画プランの 計画期間(平成14~22年度)の取組等	今後の 方向性	担当課
(1)情報発信、交流の場の充実と活用			
159. 相談や情報の収集・提供を積極的に行います	関係機関等の相談や情報を収集し、情報提供に努めました。	推進	人権文化課
160. 講座・研修会の開催や交流の場の提供を積極的に行います	講座の開催やふらっとねやがわまつりの開催、男女共同参画推進センターの登録団体で構成するふらっとねやがわ連絡会への活動支援を行いました。	推進	人権文化課
(2)市民の自主活動の支援			
161. 学習講座や催しを通じて、市民の自主的な活動を支援し、グループ形成やネットワークづくりを促進します	男女共同参画推進センターの登録団体で構成するふらっとねやがわ連絡会への活動支援を行いました。平成17年度から隔年で市民企画を募集し、実施しました。また、講座等終了後に参加者が、市民活動団体として活動している場合もありました。	推進	人権文化課
162. 地域で活動するグループに関する情報を集約し、情報提供に努めます	Doふらっと(男女共同参画推進センターだより)で登録団体の活動を紹介するとともに、登録団体の情報をファイルにまとめて配置しました。	推進	人権文化課